

11 タ イ 養 蚕 開 発

プロジェクトリーダー 杉 山 多四郎

(1) 年間プロジェクト実施概要

(A) 年間実績概要

- a. 1976年11月30日～12月16日間、昭和51年度巡回指導調査団（問団長以下4名）を迎え、経過、現状、問題点を集約後、当プロジェクトの協力期間の終了（53年3月7日）までの1年あまりの残期間における業務推進の主要事項について打合せを行ないタイ側とも協議し、協力計画の進め方の大綱について合意をみた。
- b. 1977年9月15日～10月7日間、Evaluation調査団（森団長以下6名）を迎え、第一次～第三次R/Dによる約9年間の当プロジェクトの協力事業の結果について、タイ日合同調査委員会を構成し、評価調査が行なわれ、その概要がつぎのように取りまとめられた。

① 総 合 評 価

過去9年間の技術協力を概観すると、養蚕技術上の諸問題について試験研究を行ない、その成果は訓練、普及を通じて生産現場に活用され、従来輸入に依存していたタイシルク用たて糸が、二化性蚕品種の導入によって1/4程度が自国内で生産できるようになった。このことは未だ解決を要する問題は残されているものの、本技術協力の画期的な成果といえる。

② 試験研究分野について

本プロジェクトを通じて開発された技術と残された問題点を評価すると別表（省略）のとおりである。問題点を解決し、今後の蚕糸業を発展させるためには、次のような技術的事項が指摘される。

- 1) 蚕病予防を中心とした蚕作安定技術
- 2) 需要増に応ずるための蚕種生産技術
- 3) 桑園の生性向上技術
- 4) 製糸生産効率向上技術

c. 訓練及び普及分野について

センターにおける農家に対する養蚕訓練は順調に行なわれるとともに、モデル蚕室による二化性蚕の飼育が普及しつつあるが、研究成果を訓練、普及に直結させながら地域の実情に適應させて、その効果を一層高める必要がある。

訓練分野では、(1)センター及びサブセンターにおける技術職員はそれぞれの専門分野についてその役割を果たす必要がある。(2)農家への技術移転を確実にするため、指導者に対す

る濃密な訓練が必要である。

普及分野では、(1)蚕病を予防し、繭生産を安定させることが育蚕の基本であることを農家に徹底させる措置が必要であり、そのための対策を急ぐべきである。(2)サブセンターはセンターと緊密な連けいを保ちながら、指導体制を一層強化すべきである。

なお3月終了以降の Follow upの有無及びあり方については、タイ政府の要請をも考慮しつつ東京サイドで検討されている。

③ 2月7～8日、技術協力効果測定調査団JICA岡部企画課長以下2名による調査が行なわれた。

④ 研究分野

1) 研究、調査成果発表会

1977年3月17～18日、1976年実施の研究、調査等(業務関係を含む)成果発表会がウドン蚕業試験場(サブセンター)において開催された。サブセンターでの開催ははじめてであり、参会者約150名。発表課題52題(栽桑関係17、うちサブセンター関係6;養蚕関係8;蚕品種関係6;蚕種製造関係10;蚕桑病虫害関係4、製糸関係5;訓練関係2)、ほかに農業技術局病虫害部の発表4題。この報告内容(タイ語、英文)のうち英文分はBulletin of the Sericultural Research and Training Centre No 7としてJICAから近く刊行される予定である。

2) 試験、調査等の実施と取りまとめ

1976年の巡回指導調査団との打合せ結果をもとに、タイ側と協議し、1977年度の事業計画を作成して実施した。実施中の課題はつぎのとおりである。

栽 桑：3蚕期養蚕用条桑収穫法に関する試験ほか13件

養蚕及び訓練：F₁、F₂交雑種の飼育標準作成に関する試験ほか4件

蚕品種改良：二化性蚕品種の育成ほか4件

蚕種製造：原蚕飼育標準作成に関する試験ほか4件

蚕桑病虫害：こうじかび病予防新薬剤に関する試験ほか5件

製 糸：低質まゆの煮繭方法ほか3件

なお、前記Evaluation調査団と、現状における成果の評価と残る問題点の集約を行い、とくに本年3月終了時においてタイ側に引きつぐべき技術的諸項目についての準備とともに約9年間にわたる協力事業の総括を進めた。

実績1：センターにおける蚕飼育用収穫量は約23,000kgであった。5～10月の雨期間における降雨量の減少は、東北地方全般に旱害をもたらし、センターでも桑収穫量の減収により蚕飼育量(8～9月蚕)を半減した。

実績2：年間蚕種製造数量と配付数量は次表のとおりであった。

		F ₁	F ₂	計	備 考
Centre	蚕種製造数量	71,030 蛾	1,584 蛾	72,614 蛾	
	〃 配付数量	48,463	300	48,763	
Subcentre	蚕種製造数量	99,417	—	99,417	○ Subcentre の配付数量欠 調
	コンケン	19,629	—		
	内 ウ ド ン	41,810	—		○ サブセンター の製造能力は 著しく向上し た
	訳 ウ ボ ン	14,341	—		
	ムクダハン	23,637	—		

実績3：開拓地等からの受入まゆ及び生糸生産量：5,169 kg及び524 kgいずれも
前年より減少したが、減少原因は私企業製糸工場への出荷が増加したこと
センターボイラー故障による操業期間の短縮等による。

⑤ 訓練分野

カウンターパート等に対する日常訓練のほかはつぎのとおりであった。

1) センターにおける定期養蚕訓練状況

回	時 期	受 講 者				備 考
		公務員	開拓地 農 民	その他	計	
第26回	52. 1.17~ 2. 8	31	13	5	49	(男30 女19)
第27回	52. 6.13~ 7.13	—	36	—	36	(4 32)
第28回	52. 8. 8~ 9. 8	51	—	—	51	(51 0)
第29回	52.10.10~11.10	50	—	—	50	(46 4)
計		132	49	5	186	(131 55)

注1. 公務員は東北各県の郡の普及員、開拓事務所（PWD）普及員である。

2. 農民訓練は、USAIDの資金援助による新施設（スリン蚕業試験場内）でも行
なわれるようになった。

3. 第26回訓練に参加したPWD所属開拓事務所（10か所）のSupervisor
10名は、6月13日～7月22日間センター各専門分野で技術研修を受けた。

2) 蚕種製造技術研修会

開催月日：昭和52年5月16～21日

開催場所：ウドン蚕業試験場（サブセンター）

講 師：良知、藤本両専門家 チョータ養蚕部長、ニミット（桑）・ブーチョン
（蚕種）・ラクサナフディ（病理）のセンター職員

受 講 生：4 サブセンター及び地方蚕試蚕種製造担当官ほか計18名

研修内容：蚕種製造技術（栽桑、病理を含む）一般及び製造計画

3) Kubota トラクターB6,000取扱い研修会

開催月日：昭和52年6月29～30日

開催場所：コラート養蚕研究訓練センター

講 師：クボタ鉄工バンコク事務所 竹中 力氏ほか3名、山川専門家

受 講 生：センター、サブセンター担当者計10名

研修内容：昭和51年度供与機材の現地輸送にさきだつて、トラクター取扱い要領
（実習を含む）の研修。

4) カウンターパートの日本への派遣

期 間	氏 名	所 属	研修受入場所
52. 7. 14 ～11. 13 (4 か月)	Mr. Songruk	センター蚕種製造	蚕糸試験場 宮崎原蚕種試験所
	Mr. Sompong	" 蚕品種改良	同 上
	Mr. Bhinai	" 桑 栽 培	同 東 北 支 場
	Mr. Thongchai	" 蚕桑病害虫	同 上

5) 日本語研修

上記研修生（52.3～52.5、講師杉山、山川ほか専門家）及びサブセンター場長
（52.6.27～7.1、講師杉山）に対し日本語研修を行なった。

⑥ 普 及 分 野

1) R/D によれば養蚕農家群の設定は、センター、サブセンター周辺に1～2か所
（か所数6～10か所）となっており、現在6か所でまゆ生産が行なわれているが、
蚕室、蚕具、蚕体等消毒の基本的育蚕技術実施不徹底（慣れによる油断が主因と考え
られるが、早ばつによる水不足で消毒水の調製に困ったところもある）により、各開
拓地の7～8月蚕に蚕作事例が多発したが、専門家及びカウンターパートの指導によ
りその後の蚕作は比較的安定した。

2) USAID (USOM) による養蚕開拓地は、前項当プロジェクト関係の開拓地と同村
落に設置されているところが多いが、USAIDの年6回養蚕計画は、タイ国の蚕種需
給都合により2回は日本からの輸入蚕種を用いることになっているが、これら輸入蚕
種はセンター（サブセンター）配付蚕種よりも比較収益性が高いといわれている。

3) 2月14日恒例による開拓地養蚕家に対する桑・苗品評会及び優秀農家の表彰式がセンターで行なわれた。同時日にJapan Information Serviceによる報道関係機関への当プロジェクトの公開、紹介が行なわれ当日の概要はテレビほか23紙に報道された。

⑦ 昭和51年度供与資機材は5～6月に受領した。

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手国関係者の評価振り

53年3月7日で約9年間の協力事業を終えることになるが、日・タイ合同Evaluationによる評価は前述のとおりであるが、最終年における年間実績に対する評価を要約すればつぎのとおりである。

a. タイシルク用たて糸のための二化性蚕品種によるまゆ(生糸)生産を目的とする基本的蚕糸技術(桑栽培、育蚕、蚕品種改良、蚕種製造、蚕桑病虫害防除、製糸、訓練等)の移転については、専門分野により精粗はあるが、ほぼ当初の目的を達したと思われる。しかし、社会的、経済的事情の変化に対応しつつ熱帯養蚕技術を確立するための試験研究及び技術普及上の問題はなお数多く残っている。

b. タイ側では、二化性蚕品種によるまゆ(糸)生産が漸進しつつあること、また多化性蚕養蚕(タイシルクよこ糸用在来養蚕)に対する技術への波及効果も顕著であったことについて日本の技術協力によるものと高い評価を下しているが、残された技術上の諸問題(残っている試験の継続と技術の改良、蚕作安定技術、訓練の強化、蚕品種改良と蚕種製造、製糸技術の向上等)について専門家の派遣、日本への研修生の派遣(短期及び長期、準高級職員—場長クラス)、及び機材供与等に関してFollow upの要請があり、十分検討さるべきと考えられる。

c. 研究管理上の問題(自立精神の昂揚、研究問題の抽出と把握、テーマの設定、設計と実施、試験研究機関組織の運営、人事配置、物品管理等)、普及組織体制整備等について改善を要する点が多いことについてはタイ・日関係官とも理解しているので、漸進的ではあるが、改善の方向に進むものと思われる。

(ハ) 実施上の技術的、制度的問題点

a. 技術的問題点

① センター桑園の土地条件(土質・土性の不良、根ぐされ病多発率)が良好でないので、加えて雨期の降雨量が少なかったことにより早害が発生、蚕期により用桑量の確保が困難であった。東北地域各試験場及び開拓地でも早害があった。

② センター育成蚕品種の養蚕家への普及を促進するためはじめた場所間蚕品種共通試験において場所により技術者の不足、技術の未熟などにより成績の一部は取りまとめが困難であった。

- ③ 機械類及びテスター類の現地修理の困難性及び緊急購送要請資機材の未到着等により業務上の支障を生じた。
- ④ 施設がないため試験実施上の制約があった。(例一生糸の強力、伸度の測定に必要な恒温、恒湿室がないため、気温の低い11月～1月にしか実施できなかった)。
- ⑤ 病原菌の同定等について日本の研究者に依頼せざるをえない場合があった。
- ⑥ 開拓地養蚕において蚕室、蚕具、蚕体消毒等の育蚕の基本的技術の実施不徹底を主因とする蚕作不定事例が多発し、またタイ国産供用蚕種(日本からの輸入蚕種)とセンター・サブセンター製造蚕種の比較は質・量ともに改善すべきことが認められた。

b. 制度的問題点

- ① 供与資機材のうち、現地可能のものもあるが、任国政府予算上支出が困難な場合が多い。
- ② 専門家のため、タイ政府は専門家自家用車運転手を配置してくれているが、R/Dによる協力期間終了(53年3月7日)間近となり、退職者(サウジアラビア等への出稼に応募)が相つぎ、通勤、出張に不便を生じた。後任者の早期補充は雇傭期間が短いため雇傭手続上及び人選の困難などで不可能であった。
- ③ 任期終了に伴う専門家の自動車処分について任国政府の取扱いは煩雑である。
- ④ タイ政府内政上の問題があるが、専門的技術を習得した職員の配置換により業務上支障があった。
- ⑤ タイ政府の養蚕技術普及体制の充実を急ぐ必要がある。
- ⑥ 灌漑対策及び農家への融資の増大を促進すること。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

(1) 明年度及び明後年度におけるプロジェクト実施計画策定に当たっての意見

当プロジェクトは53年3月7日をもって終了するが、Follow up についてタイ側の要請をも考慮して、東京で検討されている。Follow up の重点として、前記Evaluationの結果から、(1)蚕病予防を中心とした蚕作安定技術、(2)需要増に応ずるための蚕種生産技術、(3)桑園の生産性向上技術、(4)製糸生産効率向上技術等に関し、専門家の派遣(長期及び短期)資機材の供与、諸訓練の強化等が考えられる。9年間の協力事業により、タイシルク用たて糸生産は無から出発してその自給度を高めつつあるが、技術的には漸くその基礎づくりができたといえる程度であり、解決すべきあるいは発展を期待すべき技術上の問題は多い。したがって3～4名の専門家チームの派遣、資機材供与等による2年間程度の協力は必要と考えられるが、Follow up 期間中の達成目標等は明確にされなければならない。

具体的事項

1. 専門家の派遣（長期4名 短期2名）
2. 現地業務費 月額 10万円
3. 資機材供与 老朽資機材の更新、部品補給、消耗品等を中心として年額2,000万円程度
4. 日本への研修派遣 カウンターパート 3名 4か月
準高級職員（場長クラス）4名 1か月

(ロ) プロジェクト取進めに対する長期的観点からの意見

当プロジェクトは昭和44年（1969）以来9年間の協力期間を終了し、Follow up が行われるにしてもその重点は現行技術の補完的なものにとどまるかもしれない。東北タイの養蚕開発は日本の技術援助、アメリカの経済援助等により当初目的（東北地方農民の所得向上、生活安定、その他）に向って漸進しているが、その基盤（蚕糸及び関連科学に対する大学教育の充実、試験場職員の資質向上、研究機関組織の整備と管理体制の確立、普及組織の充実等）をさらに強固にすることが必要であり、そのためタイ政府の蚕糸振興の具体的将来計画を明確に理解しうることを前提として、新しい援助計画（協力計画）—— 研究、技術または資金—— を考えるべきであろう。

(3) プロジェクト所在国に対するわが国の技術協力政策についての意見

- (イ) 相手国の事情（諸制度—組織、機構、運営、職制…—、国民性、教育、自然条件、言語、その他）が日本とはまったく異なる場合が多いことを十二分に理解して予備調査を慎重にするとともに、協力計画実施については、場合により義務化することが考えられる。
- (ロ) 協力計画実施年次計画（第一次、第二次）を作成する場合、第一次期間の目標達成後、相手国側の自主的運営（専門家派遣を伴わない）に委ね、その間の実行経過を評価し、第二次協力事業計画を実施する形式についての可否。
- (ハ) 協力計画内容によっては、実施に必要な予算を（専門家派遣、施設、資機材、運営、その他）全面的に日本側が負担することが望ましい。

(4) 日本国政府、JICAないし相手国政府等に対する要望事項

- (イ) 日本国政府、JICAに対する要望
 - a. 専門家派遣前の現地語研修の強化
 - b. 資機材のうち、現地調達可能なものについては供与資機材予算で現地購入可能措置を講じられたい。
 - c. 専門家に対する共済医療給付を、任期終了して日本へ帰国後も一定期間は認める措置を

講じられたい。

- d. 専門家からの試験研究上の問題点についての照合等に対する公的な窓口を日本国内に設置し、関係機関との連絡をとり、現地専門家への指導を強化する措置を考慮されたい（現在は個人的なつながり、所属機関への連絡等に頼っている）。
- e. 同一所属機関から当プロジェクトへの派遣専門家（国家公務員）で、国内給与額の支給率のちがいが $\left(\frac{100}{100} \sim \frac{70}{100}\right)$ については是正し、また現行基準の根拠等については派遣前に専門家への理解を計ってほしい。さらに派遣期間中の昇格、昇給等延進により帰国後待遇上不利にならないよう配慮されたい。
- f. 通信、連絡、情報等の緊密化——照合、依頼等に対する回答の現地到着が一般に遅延しがちである。

(ロ) 相手国政府に対する要望

- a. 供与資機材等の引とりの迅速化
- b. 立替払い等（運転手、秘書の俸給、専門家の家賃、旅費、その他）の早期支給
- c. 技術関係職員の適正配置
- d. 研究業務組織体制の整備（東北地域にセンター、4サブセンター（蚕業試験場）を含む13の蚕業試験場があるが、それぞれ独立しており、農業技術局養蚕部長の直接指示下の並立的組織であり——たとえばセンター場長は4サブセンターを指揮できない——、共同または共通試験及び業務の実施が円滑でない）。
- e. 養蚕技術普及組織体制の充実（普及は普及局の所管であるが、業務移管等により一部改善されつつある）。

12 タイ・エビ養殖開発

派遣専門家 今西 尋 夫

経 過

当初計画による協力期間は昭和48年4月から51年3月の3年間であったが、スミサコン・パイロットファーム造成工事の遅れにより、同ファームに於けるエビ養成研究協力が困難になったため、R/Dの更新により協力期間を昭和53年3月まで2年間延長した。更新された協定では、同ファームの早期完成及び在来養殖法改良と新技術の導入、ラヨン水産試験場にあつては種苗と親エビの輸送、種苗生産技術の安定化、中間育成及び疾病管理等が主な達成目標となっている。

従来エビの養成方法は池の天然生産力を利用した所謂粗放養殖を主体に考えていたが、粗放型で生産されるエビの大多数は小形で輸出向けにはなり難いこと、昨年からチャンプリの養殖家がウシエビ(*P. monodon*)について、集約養殖で採算ベースに乗せている事等から、集約養殖をも積極的に指向するようになった。

(I) 年間プロジェクト実施概要

(i) 年間実績概要

昨年はR/Dの更新、長期専門家の活動等から一時停滞し、5年の協力期間を経過するに当り、友好裡にプロジェクトが経過するよう今年は特に相互の信頼を深め、かつ効率的に今後の協力関係を推進すべく、鋭意努力した結果、円滑にプロジェクト活動ができるよう改善された。

本プロジェクトを通じてタイ水産局はエビ養殖開発のみならず、魚介類も含めた幅広い開発が養殖の発展に是非とも必要であるとの認識を高め、日本の技術援助によって早期に沿岸地域の養殖開発を行なうべく、沿岸養殖開発(仮称)の新プロジェクトを要請した。

a. スミサコン・パイロットファーム造成工事

池掘削用シューティングマシンの故障、同ファーム場長の交替等により著るしく遅れていた造成工事は昭和52年6月に完成したが、池及び水路の底レベルが日本側のアドバイスしたレベルより極めて高く、また水門の漏水や用材の不適合等により支障を来しているため、これらを改善している。

b. 研究、普及分野の活動状況

① 長期、短期専門家

本年度はタイ側の強い要望に基づき、前任の寺崎、小山両長期専門家は3月に帰国、2ヶ月間中断はしたものの今西専門家が6月より配置され、短期専門家のフォローアッ

ブ及び業務調整を行なっている。

富山団長他8名の短期専門家による水産動物生理、エビの代謝、水産餌飼料、飼料試験法、幼生用餌料の開発研究、千潟に於ける稚エビの種類と分布及びその生態、水産動物の疾病と検査法、プランクトン（輪虫、海洋酵母等）の培養等についてそれぞれ講義及び実習を行なった他、産卵試験池、設備等の改良についてアドバイスした。各専門家は適宜レポートを作成し、水産局へ提出した。

② エバリュエーションチーム

昭和52年11月30日乃至12月17日の18日間に亘り、日タイ合同で本プロジェクトの達成度を評価し、DTEC及び水産局へ概略報告した。結果の詳細はとりまとめ中である。

エバリュエーションチームの構成は次の通り。

日本側：富山団長、九万団員、森団員、坂本団員、今西専門家

DTEC：ソンボン農業開発課課長、ソンナー担当官

水産局：アンボン部長、コーソン課長、クルサク係長、他

c. 各水試の種苗生産実績

(単位： 1×10^3 尾)

水試 \ 年	1972	1973	1974	1975	1976	1977
Rayong	—	50	1,030	1,754	891	3,922*
Phuket	820	2,400	2,992	3,650	3,170	6,320
Songkhle	—	—	600	800	1,037	2,475
計	820	2,450	4,622	6,204	5,098	12,717

注) *1月～6月の実績

d. 機材供与

実験用機材を主体に約2,430万円であった。

e. 昭和53年度事業実施計画

53年度はフォローアップを行なう予定。表1参照

f. 昭和53年度要請機材

g. 研修員派遣実績表

表3参照

h. 日本人専門家に対するカウンターパート配置状況

表4参照

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手国関係者の評価振り

年間実績としてはパイロットファームの早期完成を別にすれば、初期の目標は概ね達成さ

れたと言える。

特記事項は次の通り。

- a. (1)-(4)で記したように、プロジェクトが円滑に運営できるよう改善されたことは、本プロジェクトの日タイ関係者各位の熱心な努力に依るものである。
- b. タイ水産局は本プロジェクトを通じて、日本の技術協力及び養殖技術に対する認識を新たにした。従って新プロジェクトの要請を行なった。
- c. 短期専門家による講義、実習およびアドバイス等により、カウンターパートの基礎知識向上を計ったことはタイ側に特に高く評価されている。
- d. 種苗生産技術は親エビの減少にも拘わらず、(1)-(4)-c.より明らかに1976年より技術習得度が高くなった。

イ) 実施上の技術的、制度的等問題点

a. 技術的問題点

① パイロットファームの造成

スマコン・パイロットファーム完成の遅れにより、在来養殖法の改良試験に着手できずにいるが、水門設置の遅れやその不備で池や水路を掘削後使用せずにおくと底が泥で浅くなってくる。

これは浮泥層であるから、池や水路を使用していると排水時に割合容易に排泥されるが、時間の経過と共に徐々に固まってくるため、早目に排泥する必要がある。

同ファーム造成の遅れた原因は、掘削に用いたスクレップドーザー及びシューティングマシンが現地に充分適さなかったこと、施工をタイ側に一任したこと等であろう。

② 種苗生産

1) 親エビ

タイでは日本のように活エビを売買する商習慣がないため、親エビを調査船で漁獲するか又は漁業者に割増代金を払って依頼する。他方、近年漁具の発展により、大形エビの漁獲が減少してきているため、鋭意親エビの確保に努力してはいるものの、親エビに適した天然エビの入手は困難になってきている。

親エビを安定して入手するため、飼育エビを成熟させ、これを用いる試みがなされつつあり、若干の成功例とともに今後、安定した種苗供給を行なうためにその研究成果が待たれている。

2) 幼生用飼料

ふ化後卵黄を吸収し終った幼生は摂餌を始めるが、幼生時の餌料として広く用いられているものに硅藻類、アルテミアのふ化幼生がある。とりわけアルテミアは随時ふ化幼生が容易に得られる利点をもっているが、近年価格の高騰とふ化率の低下が著

しく、種苗の生産コスト上極めて不利になりつつある。アルテミアの自家生産又はアルテミア代替餌料の開発が低廉な種苗を大量生産するために強く要望されている。

3) 疾 病

種苗生産時に発生する疾病について数例の報告がなされているが、研究手法に乏しく、十分に解明されていない。

疾病を専門に扱うカウンターパートの育成が望まれる。

4) 養成及び技術普及

ファーム造成の遅れに伴ない、養成技術の改善、普及が遅れている。養成及び普及に関連して次のような問題点が予想される。

㊦ 中間育成

養殖池に於ける本格的な養成に先立ち、移放後の歩留を向上させ、養成中の現在量を把握し、かつ生産量をより正確に予想するため、タンクで生産された幼エビは少なくとも1g前後の稚エビに中間育成し、環境変化、共喰い等に対する抵抗力をつける必要がある。

㊧ 集約養殖法

1976年のタイの養殖池面積(淡水を除く)は約12,000ヘクタールで将来開発可能な面積は10万ヘクタールと云われている。この全面積について集約養殖法を採用することは種苗や餌料の供給をはじめ、多くの問題を含んでおり、困難が予想される。将来は養殖家の規模と投資能力に応じて粗放養殖と集約養殖に分かれるであろう。

池の構造について集約型は粗放型と異なり、池の天然生産力を期待しないため、粗放型のようにベントス発生用の広い浅所を設ける必要がなくなる。従って、池の構造は集約型に適し、かつ効率的に面積を使えるよう、池の基本構造を設計することになる。

㊨ 養成用餌飼料

集約養殖に現在生飼で利用されているものに沿岸でトロール漁獲される稚魚があるが、供給量、価格等で集約養殖法の普及に困難が予想されるため、低廉で安定した大量供給可能な餌飼料の開発が養殖方法の変更と相俟って急務となっている。

b. 制度的問題点

① 長期専門家の業務について

本年は長期専門家(52.5～53.3)1名で短期専門家のアドバイスとフォローアップをすることになっているが、業務調整、事務処理等一般業務と専門分野兼任の場合、円滑かつ効率的な業務の遂行にしばしば支障をきたす。例えば長期専門家は協議事項に基

づき、主にフィールドへ出てフィールドワークをすることになっているが、実際はできないのが現状である。

来年度のフォローアップでは2名の長期専門家が必要である。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

明年度は1年間のフォローアップを予定されているが、プロジェクト当初からの大きな目標であるパイロットファームの活動開始を促進することは当然ながら、他のR/Dの目標についても洗い直すべきであろう。

プロジェクト全体としてみた場合、ネックとなっている内容は重点項目として継続しなければならないが、タイのエビ養殖開発に大きく貢献するような内容については、特に5年前のR/Dのみにこだわることなく、R/Dの変更をも含めてR/Dの更新、フォローアップに先立ち十分検討されるべきである。

(3) 日本国政府、JICA、ないし相手国政府に対する要望事項

(イ) 水産局から新プロジェクト(沿岸養殖開発)(仮称)の要請が出されているが、開始時期について早急に御検討願いたい。水産局では1979年度開始を強く要望。

(ロ) 本プロジェクトは次年度、フォローアップを予定されているが、フォローアップの期間、計画案等早急に決定されたい。

(但し、水産局担当部長の個人的意見では、フォローアップは1年間で充分で、もし2年間ということになって新プロジェクトが1979年度から開始できないようであれば、2年間のフォローアップは同意する積りはないと考え。)

(ハ) プロジェクトの円滑かつ効率的な推進のため長期専門家を2名配置して頂き度い。

(ニ) 日本で研修をうけたカウンターパートの活躍はめざましく、大きな効果が期待されるので、大巾に研修員受入の枠を広げてほしい。

(ホ) 特に研修内容はエビ養殖そのものに限定せず、養殖の基礎となる関連分野についても検討してほしい。

(ヘ) カウンターパートの基礎知識を高めるため、短期専門家(大学の先生等)による集中講義を実施してほしい。

(ト) 日本に於ける学位取得期間が他国より劣るので改善してほしい。

(チ) 機材の現地調達、池造成、改善等の現地支払が可能ないようにしてほしい。

13 タイとうもろこし開発

プロジェクトリーダー 山 木 鉄 司

(1) 年間プロジェクト実施概要

(イ) 年間実績概要

本プロジェクトは1976年9月のRD署名によって発足した。

a. 日本側は直ちに対応を開始し、現在迄の措置は次のとおりである。

① 機材供与

1976年度予算において65,000千円を執行し、ブルドーザ、トラクター、車輛等の供与を完了した。

1977年度予算においては26,500千円を計上し、種子調製機具類等の供与を執行中である。

② 長期調査員派遣

1977年3月～5月の間、2名を派遣しタイ側の対応を促進した。

派遣期間中の業務としては土地（センター用）選定、供与機材の調整及び事業計画案（1977年乾期作より実施）の作成等への協力であった。

③ 専門家派遣

1977年11月より2ヶ年の予定で2名（リーダーと栽培）が派遣された。現在までの間、土地の選定、一部の試験の実施、事業計画案の作成（改訂）等タイ側のプロジェクト推進の援助にあたっている。

④ 研修員の受入れ

すでに1名（農協）の研修を完了し、さらに短期3名、長期3名の受入れが予定されている。

b. タイ国側の本プロジェクトへの対応は大巾に遅れており、現在迄の動きは次のとおりである。

① 予算の承認

RD締結より丸1年経過した1977年10月に認められた。しかしその額は4,290千バーツで十分でなく不十分は次年度廻しとされ、さらにセンター用地の購入費は認められなかった。

② センター用地決定

本プロジェクト推進の核となるセンター用地は政府所有地に限られることになり、その決定迄には大変な努力があったが、現在ほぼ Praphutabat 農試構内と決定した。

③ センター内建設準備

1977年12月よりプロジェクト用の各種建築物の建設準備が開始された。建物の設計見積りと、これに続く発注は早くても2月末と予想される。

④ 人員の配置

1977年3月頃より各局より1名のCoordinatorのほかCounter partも逐次任命されてきた。なお、Project Managerは最初の人物が転出し、1月下旬頃新しく任命される見込。

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手国関係者の評価振り。

なし

(ハ) 実施上の技術的・制度的問題点

- a. センター用地決定を中心とする本プロジェクト推進へのタイ側の対応がきわめて遅く、実質的な発足は1978年5-6月(両期)となる見込みで、RD署名(1976年9月より3ヶ年間)期間の1年を余すのみとなる。いずれ延長が話題になる公算が大きいと考えられるので、日本側として検討しておく必要がある。
- b. 本プロジェクトは農協を中心とする農民に対し、Agronomicalな対応がかなりの比重を占めると考えられる。しかしチーム内に予定される派遣専門家のうち、この分野については2名に過ぎず(農協育成、農業機械等の専任が2名含まれる)。広い地域と業務内容をカバーするのは容易でない。現在タイ側で保留している業務調整員の枠を、これを兼ねるAgronomistとして今後獲得をはかりたい。
- c. 本プロジェクトは農協の育成に対する助言・指導も予定されているが、この分野はやゝもすると相手国の政策面に触れることにもなり易く、とくに慎重な対応が必要であろう。したがって、この分野における協力については成果を急ぐことは困難であろう。
- d. 従来のタイ国における技術協力としては例の少ない農業省内ではあるが3局にわたる合同プロジェクトであり、さらに実践的な技術官庁でない協同組合促進局がこれを統轄する形であるので、今後運営面で種々の問題が出る可能性がある。なお現在この3局をまとめて統轄する上部機構がないこと、また、1局内において2部以上が関与している場合もあり、とくに縦割的な意識の強いと云われるタイ国官庁間における今後のプロジェクト運営は問題が多いであろう。
- e. 本プロジェクトもタイ国の一般のそれと同様RD署名に基づくために予算その他の対応が両国とも比較的場当りのになり易いおそれがある。なお、両国間の予算年次のズレとも関連し、予算当局が互にCounterfund的な考え方になり易いことも問題であろう。
- f. 今回Grant aidが当プロジェクト地域内の農協に配分されることになった。今後の本プロジェクトの推進にきわめて有利と考えられるが、今後これに対するタイ国側の対応の在

り方、また現場における技術的な協力（After care等）などについて専門家の対応が要請されることが予想される。勿論このような場合の労を惜しむものではないが、少人数で広範なプロジェクトの推進に追われる場合には、必ずしも十分な協力は困難と考えられるので、今後Grant aidを専門的にFollowする人員の配置が必要ではなからうか。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

(i) 本年度および明年度におけるプロジェクト実施計画策定に当たっての意見

a. 本格的な事業開始を本年の雨期（5～6月）よりとする。

センター用地決定（1月中の見込）、本年度分建物の建設（2月中に準備を終り、3月より建設開始とすれば6～7月完成見込）、国の人員の配置、1977年度供与機材到着等の条件から見て5～6月からが適切である。

b. 業務の推進はRDにおける第1年次分について行なうが、試験・採種・展示栽培等の規模の縮小を考慮する。

採種については暫定的な施設としてのプレハブ空調室に収納可能であり、稼働しうる供与トラクター（3台）の範囲に作付を制限しなければならない。

また、研修については現場の実態調査とこれに基づくカリキュラムの編成および研修体制の確立（従来ほとんど実施されてない）に1年をあてるべきであろう。

c. 種子供給事業を最重点として推進すべきである。

本プロジェクトの業務の種類は多いが、当面農協組合員が最も切実に要望し、かつタイ国の現状では到底これに応じえない優良種子の生産配布が最も重要であり、本プロジェクトの成果を左右するものと考えたい。

現在種子調製プラントの供与が予定されている（2ケ年にかけて）が、出来るだけ早期にこの完成が得られるような特別な予算措置を望みたい。

d. 拠点農協に於ける展示栽培は採種栽培をも兼ね得る方向にもって行きたい。

現在のこの国における種子需要に対する供給はあまりに小さい。当面センターを中心に関係農協への種子配布が考えられているが、遂次各農協における自給体制をすゝめると同時に採種栽培（他地域へ種子を供給する）へ移行させることが重要であり、かつ有利であろう。この意味から今後展開する展示栽培も可能な限り採種栽培を兼ねるようにすることが効率的ではなからうか。

(ii) プロジェクト取進めに対する長期的観点からの意見

本プロジェクトは1976年R/D署名によって発足すべきであったが、タイ国側の対応の遅れで、当初の3ケ年のRD期間内の1年10ヶ月を経過した時点で事実上の出発となり、日本より供与予定の種子関係プラントの完成もRD期間中に可能であるかいなか懸念される。

本来農業協力は短期間で成果が期待できる性質のものでなく、とくに今回のようなセンター建設から、地方の農協員の研修計画まで組込まれたプロジェクトでは、腰をすえた長期の対応が必要であろう。

このような観点から現在作成を急いでいる事業実施計画も当面の2年以下に止まらず少なくとも5年を一応の目途とすべきであろうと考えている。

なおタイ側の対応の遅れは偶々政治的な激動期であったこと等も原因の一つで、結果的に予算獲得が1年遅れたため、この間関係者はかなりの努力を重ねたことが認められている。とに角本プロジェクトに対するタイ側の熱意はきわめて大きいと考えられるし、また今後の進展に期待することが大きいので、日本側としても積極的に長期の対応を考慮すべきではなかろうか。

(3) プロジェクト所在国に対する我が国の技術協力政策についての意見

なし

(4) 日本国政府 JICA ないし相手国政府等に対する要望事項

本プロジェクトに対するタイ国側の対応の遅れやその他色々の原因はあろうが、プロジェクトを推進する立場から多少勝手な言い方となるが、日本の予算措置がプロジェクト開始時に一括して充分に行われることが望ましいと思う。当国関係者も常に日本側の援助額を勘案しながら予算獲得の努力を重ねていることが見受けられており、最終的には同額であっても、その供与のやり方がまた重要なのではなかろうか。

(5) その他特記事項

なし

14 タイかんがい農業開発計画

プロジェクトリーダー 古谷 幹雄

(1) 年間プロジェクト実施概要

(1) 年間実績概要(9月～12月)

期 間	業 務 概 要	備 考
9月	1. Study tour 送出促進 2. Mae Klong D/D team 受入れ準備 3. Chao Phya, Mae Klong Pilot Project 現地視察(A day tour) 4. Chao Phya Pilot Projectの実施について タイ側と協議 5. Mae Klong D/D 調査に協力 (表敬・現地調査随行、連絡交渉、調整、会議 参加) 6. センター事務分掌等作成	8月31日着任 (古谷、宮本、遠藤) 9月12日 Central office 開設
10月	1. Mae Klong D/D 調査に協力 2. Chao Phya 現地視察 3. Chainat ダム現地視察 4. Mae Klong D/D Teammember's meeting 参 加(特に extensive な圃場整備の在り方の検 討を実施) 5. アユタヤ連絡事務所、現地宿舎の設置について 検討	10月24日 RIDにBranch office を開設(宮本) 10月31日、木村着任
11月	1. モデルインフラ整備工事の実施方式について検 討、東京へ回答 2. Chao Phya Pilot Project 現地調査 (専門家5名、タイカウンターパート4名) 3. アユタヤ office 及び現地宿舎について 検討(バンコク→アユタヤ→セナ→Project site をバンコク→パッタニ市→Project	11月5日、越智着任

期 間	業 務 概 要	備 考
1 2 月	<p>site)のルート进行调查 この結果にもとづき、アユタヤ office 現地宿舎の必要性を再検討した。</p> <p>4. Mae Klong Master Plan Survey team 受入れ諸順備</p> <p>1. Mae Klong master Plan 調査に協力 (表敬・現地調査に随行、連絡交渉、調整、会議参加等)</p> <p>2. Mr. Chamlong (ARLO) 提案のチャオピア地区設計変更案について検討、タイ側との打合せ実施</p> <p>3. モデルインフラ整備工事の実施方式(連署人、監督員、検査員)について検討、タイ側と協議東京へ回答</p>	<p>11月29日 越智、木村 ALROK office を開設</p>

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手側関係者の評価振り

着任後諸種の事務処理、内部打合せ、タイ側との協議・打合せ等に忙殺された4ヶ月であったが、具体的に工事着工に到っていない現段階では、明らかに評価と云い得るものは未だ感じとれない。

但し、この4ヶ月間、専門家の“技術協力”始動以前の準備的事務処理の状況が評価の対象となるならば、事務処理の遅拙は若干、目立たない訳ではないが、日・タイ共専門家・カウンターパートが相当の努力をし、よくやったと云い得る順調なスタートであった。タイ側評価も同じであろう。何はともあれ忙しい毎日ではあったが、何時も何かの事務処理に追われて過ぎた4ヶ月であった。しかし評価となると明らかに“姿”として形成されない。従って表現しようにも“文字”にならない成果に、我々専門家は苛立たしさを感ずる。また技術者としては、一日も早く現場に“形あるもの”の出現をまち望んでいる。

(イ) 事業実施上の技術的、制度的問題点

技術協力における派遣専門家の任務を明確にし、場合によっては必要な権限を賦与すべきである。

技術協力事業は両国政府が協力して実施することとなっているが、現実この両者間の話し合いは、当初のR/Dの締結と年1回のJoint meetingだけで、日常における協力事業推

進にかかわる種々の問題点が専門家を通じて話し合われ、「専門家」が両国間の話し合いの「場」に使われているのが実態である。この場合権限をもたない専門家は文字通り全くのメッセンジャーであるが、今後の技術協力を効率的に進めるため一定の枠内で、派遣専門家に現地における交渉権、それに伴う決定権を与えるべきである。相手国政府からは、専門家は日本国政府の代表とみなされ、技術協力に関する相談、要請、質問は極く日常的であり専門家本来の「相手国政府へ技術的アドバイスを行なう任務」よりはるかに多くの対応を必要としているのが現実である。一方、「本来の任務」をこえて、かかる行政事務処理に対応することの是非論が必要でもある。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

(イ) 明年度および明後年度におけるプロジェクト実施計画策定に当たっての意見

プロジェクト実施計画策定はPilot Projectのように具体的な工事計画の策定を意味する他、技術協力の本来意味である専門家の派遣計画（予定）、研修員の受入れ計画（予定）機材供与計画をR/Dに従って、実行計画としてより具体的にbrake downする必要があるが、決定について権限のない専門家ではこれに対処出来ないきらいがある。しかしこの実施計画を作るのははかならぬ専門家とタイ側で構成する合同委員会の役目であるが、権限をもたない同士の委員会ではお互に希望と見とおしを論じ合うだけのものに終るであろう。多分これを回避するためのものであろう。合同委員会開催のための、Missionが東京から送られると聞いているが、現地での希望を聞くだけのものに止まらず、或る程度の判断と決定ができるよう、一定枠内の権限をもって、現地参加して頂くよう配慮が必要かと思料される。

(ロ) プロジェクト取進めに対する長期的観点からの意見

- a. 結論的に専門家に対する権限賦与問題に帰結することではなかろうか？「権限」については(1)-(イ)で希望を申し述べたが一步譲って、個別派遣専門家の権限については現状維持としても「Project center」をもって構成される本件協力事業にあっては何らかの別の機能を持つべきである。
- b. 協力事業を効率的に進めるため、技術協力（海外派遣）に対し積極的評価と意志をもつ「専門家予備軍」を構成し、特に計画的に現地語の事前研修などを実施する必要がある。「派遣専門家の人選に際し日本には何らかの選考基準があるか」とタイ側関係者から問われた事がある。質問の真意は不明であるが、相手国からの積極的評価を期待するためには将来において大いに考慮すべき点を示唆した質問ではなかろうか。
- c. 技術協力における専門家の立場は、いわば「相手国政府の一員としての技術的アドバイス」であろうが、現実にはむしろ本国側に在って「information and communication center」であらざるを得ない。この機能は将来とも、プロジェクトを効果的に進めるた

めには積極的に果さざるを得ない機能であると考えられる。

そのためには、例えばテレックスを配置する位の事は考える必要がある。（“information”の扱いは場合によっては外交ルート、又はJICA officeに譲るべきものかもしれないが、日常のcommunicationについては、大使館のテレックスは使用が制限されていて不自由である。）

(3) プロジェクト所在国に対するわが国の技術協力政策についての意見

— な し —

(4) 日本国政府、JICA、ないし相手国政府等に対する要望事項

(イ) 着任直後の一定期間について（3～4ヶ月程度か？）現地語学習の積極的機会賦与と経費の補助を考慮されたい。（To JICA）

(ロ) 後任派遣専門家との任期のオーバーラップ（1ヶ月程度）を考慮されたい。

（To JAPAN GOV）

(ハ) 宿舍費の支給は「派遣専門家の手引」に記されているとおり、数ヶ月分前金をもって概算払いされたい。（To JICA）

(ニ) 金銭に係る事務はすみやかに処理されたい。（To JICA）

(ホ) 自動車保有（購入ではない）については完全に免税にして欲しい。但し、これをもって売却時に有利にすることは考えているのではない。若し免税額より有利に処分できればその分、政府へ納入してもよい。現状では相当の経費負担を強いられることは明らかである。他の一般物品についても“国連”なみの扱いにならないものか。（To Thai GOV）

(ヘ) 業務報告については、その必要性を再検討願いたい。“必要事項”を“必要な時”に事務連絡として文書往復がなされている現在、日常業務の進捗はそれを見れば明らかとなろう。但し工事等がある場合、出来高報告のようなものは一定期間毎の報告に委ねる必要がある。この際、定期報告事項は事務連絡処理をもって“業務結果”とみなせるよう再検討載きたい。

（To JICA）

(ト) 東京とのcommunicationの迅速化を図るためテレックスを配備願いたい。

（To both side）

15 タンザニア・キリマンジャロ農業開発

プロジェクトリーダー 菅 益次郎

(1) 年間プロジェクト実施概要

(イ) 年間実績概要

a. R/D にもとづく業務

R/D には3つのSub-Projects が明記されている。すなわち水資源の調査、農業の試験研究及び農業の基礎調査である。

- ① 水資源の調査は、中央政府水電力省のプロジェクト(National Project)として実施された。これは2名(水文及び灌漑)の専門家が従事した。最終報告は1977年12月に主管省に報告され、了承を得たので、これから印刷に付し、正式に提出されることになる。

灌漑専門家はこの報告と後記IDPの灌漑の項の報告原稿を提出の後、7月に帰国した。他の水文専門家は1978年1月に帰国した。このSub-Projectの一環としてボーリング機械(THS-70)が供与機材として3月に到着。このための短期専門家1名が8月に到着。しかし機械の整備、作業準備等の関係から、試掘及び現地スタッフの訓練は10月から開始され、その後順調に作業を終え、同専門家は12月に帰国した。なお水文専門家は1978年1月に帰国した。

- ② 農業の試験研究は2年目を迎えたが、実質的には前年3月よりはじまった1カ年間の試験のとりまとめが本年の主な業務であった。

試験にたずさわった3名の専門家のうち栽培専門家(2名)は昭和52年7月、土壌専門家(1名)は昭和52年10月にそれぞれ2カ年の役務契約を終り帰国した。3専門家は帰国前に試験及び調査結果の報告書(英文)を任国政府に提出した。

圃場試験を実施してきたMiwaleni試験支場(2ha)で、3専門家の帰国当時残っていた試験作物は、その後、調整員が試験を続行し、10月までに残務をほぼ終了した。しかし、Miwaleni支場では一部の供与機材を格納しているため、当直警備員を備って保管にあたらせている。

- ③ 農業の基礎調査は農業経済の専門家が1名たずさわったが、後記IDP作業内容と一致しているため、主としてIDPの作成に当たった。

b. IDP(州総合開発計画)の作成

タンザニア政府の強い要請により、前年度よりIDP作成に従事してきた。これには、タンザニアの農業、工業両チームと日本より短期派遣の他部門の専門家及びコンサルタントと協力してあつた。

I D P の中間報告は 6 月に総理府及び州政府に提出し説明を行なった。この中間報告についてタンザニア政府よりコメントが 8 月に出された。コメントを考慮し、中間報告に若干の改訂を加えた最終報告は 1 1 月 7 日総理府開発局長へ大使館橋本一等書記官より手交された。

c. R/D の延長

本プロジェクトの R/D は 1974 年 1 2 月 2 日に 2 カ年の期限を以て調印されたが、プロジェクト着手の遅れ、I D P 作成業務の増のため 1976 年 1 2 月 2 日より 1 カ年延長の調印が行なわれた。しかし、その後 I D P 最終報告提出の遅れ並びに第 2 ステージの協力に関するタンザニア政府との話合いが難行したため、1977 年 1 2 月 2 日よりさらに 1978 年 3 月 3 1 日まで延長することになり、そのための調印を行なった。

d. 計画打合せ調査団来「タ」

当プロジェクトの現況把握と、今後の協力方針について調査・打合せをするため渡会氏を団長とする調査団が 3 月下旬到着、現地チーム及び州政府と話合いを行ない、4 月上旬帰国した。

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手国側関係者の評価ぶり

前年度(1976)は当初タンザニア側と農業チーム間に、I D P 作成に関し意見の齟齬もあり、円滑を欠いた面も認められたが、後半、日本が I D P 作成に積極的に取組みだしたことから、全般的に両者の間に理解が生れた。

a. R/D にもとづく業務

水資源の調査は 2 名の専門家が当たったが、やや過重な業務と思われた。他国が担当した他州では数名(4~5名)のスタッフが 3~4 年をかけて作成したケースが多い。報告内容は他国のものに比べて遜色ないと信ずるが先方の評価はまだ不明である。しかし、主管省の水電力省としては、この報告(12月末に報告・説明した)の内容の検討よりも、この報告に提示されているプロジェクトのうちから、日本で何をやらしてもらえるかということに関心が移っているようである。例えば農村飲雑用水供給、都市下水整備などの事業をやらしてもらえないか、など非公式に洩らしていた。試験研究は実質的に 1 カ年 1 作を試みたにすぎず、見るべき成果を挙げたとは云えないであろう。むしろ、この間 3 名の専門家が当州の農業事情とくに技術的問題点を知ったということに収穫があったと見るべきであろう。

しかも当国では、試験研究は農業省の直轄業務で、州政府は全く関与しないことになっている。したがって州政府は試験の成績にはほとんど関心を示さず、行政にすぐ採用できるデータを望んでいる。そして州政府の予算を試験研究に回すことはできないとまで云ったことがある。(実際には試験も I D P 作成に必要なデータを得るためということで支出

させていた)。当チームとしてもできるだけ実用的な試験項目を選び、報告の表現をわかりやすくしたつもりであるが、なお、もっと実用的なテーマで、発表も農家そのまま使えるようなものが望ましいという意見が述べられた。これは州政府の役人に試験研究の意義が理解できないこと、同州政府及び普及組織(これはほとんど無いといってよい)に試験報告を農家に伝えて伝える能力がないことが大きな原因である。

とにかく、試験研究は今後、州のプロジェクトとしては受け入れられない、したがって今後は試作圃、モデル圃場、デモンストレーション圃場とすべきである。

b. IDP作成

IDP作成にあたって、農業チームは農業(含畜産)と水資源関係部門を担当した。そもそもチームがIDP作成のための編成でなく、また一方、R/Dに揚げられたプロジェクトをも遂行せねばならず、従ってIDP作成に全力を割けず、数名の専門家が主となって当たらねばならなかった。畜産については、短期専門家(4カ月間)が派遣されて当たった。

IDPの最終報告書は他国が担当した他州のものに比べて内容・体制とも出色のものとしてよい。部分的な指摘はあっても全般的に、タンザニア関係者から賛辞をしばしば聞いた。6月に中間報告が提出され、それに対して先方はコメントを出したが、それ以後は、IDPの内容よりも、この中に提言された開発プロジェクトの内、日本は何をやってくれるかということに関心が移ったようである。

(c) 実施上の技術的、制度的問題点

当プロジェクトの事例はJICAにとって特異なケースではあつたろうが、いわゆる「総合開発計画作成」というR/Dに含まれていない業務の要請に対して日本側の縦割体制が対応しにくかったことは事実である。この点の日本とタンザニア両国の体制の違いのため、その中に挟まれた我々が最も悩まされたことである。

しかし、1976年日本がIDP作成に踏切ってからは、JICAでもできる限り「総合的」に対応すべく努力されていることは、有難いことと思っている。

その他具体的な問題としては、

a. 情報・交通の困難による活動の制約

たとえば、モシ→ダレスサラム(大使館や中央政府所在)間の電話が一日待っても通じないことがしばしば、また汽車、バス、国内航空は時刻不安定と、遅いため出張にはほとんど利用できない。したがって自動車を使うことになるが、それも運転者(タンザニア人)の未熟により、日本に比べて遙かに故障が多く、また耐用年数も短い。そして、主として部品の不足により修理困難または極めて長期間を必要とする。日本では想像し難いが業務上大きな障害となっている。

b. 在タンザニア日本機関の協力・分担関係

当国は1972年以降、地方分権主義をとることとなり、州政府の権限を強化したことになっている。しかし、それに立前で実質的には中央政府（とくに総理府）が人事・予算を完全に握り、中央の権限は極めて強い。しかも、タンザニア政府内相互間のコミュニケーションの悪さと、事務の遅滞に我々は悩まされた。この中において、日本大使館、JICAナイロビ事務所（ケニア国）と現地チームの仕事の分担・協力関係が当初はっきりしていたとは必ずしも云えない状態にあった。これは前項 a.と前記タンザニア政府内の体制もその原因の一つがあった。

そして供与機材引取（荷物はダレスサラム港着）、中央政府との折衝（専門家の A-1 form、調査団の来訪、IDP作成に関する中央政府との話し合い……）などに関し、現地チームに過重に思える業務があった。

しかし、昨年6月、JICA調整員が大使館に駐在するようになって、これらの点について現地チームの業務負担がかなり軽減されるようになった。

c. カウンターパートの配属

R/Dでタンザニア側が出すことに同意されたカウンターパートは7名またはそれ以上となっている。そのうち水資源（水・エネルギー省）からカウンターパートとともにアシスタントを含め10名近くのスタッフが配属され、他部門（栽培、土壌、農業基礎調査）の4名については、遂に2名の配属があったのみである。これについてチームより数回にわたり、文書または口頭で州政府に配属方を要請したが無駄であった。1976年工業チームが派遣されてからは、この2名も農・工両チーム共同で利用してくれとのことである。

州政府はカウンターパートの配属できない理由として①1975年来公務員の15～20%削減があった（僅か数カ月間で実施）、②R/Dに記せられた大学卒またはそれに準ずる者という資格に適合した人材が居ないこと、③また、IDPの作成に入ってから以後は、州政府の全職員をカウンターパートまたはアシスタントと思って利用すればよいではないかという言い方をしてきた。

①②については実情は頷かれるところではあるが、一方、タンザニア側が技術移転の問題を果して真剣に考えているかどうか疑わしいようにも思える。国の開発予算の半ばまたはそれ以上を、外国の援助（それも技術協力よりも無償の経済援助が多い）に頼っている現状から、すべてを今後とも外国に頼ればよいという考えが強いのではないか、このことは、日本以外の外国の援助（とくに技術協力）のプロジェクトを見ても、同様にカウンターパートは少く、また、外国人エキスパートが引揚げたプロジェクトの施設等が充分活用されていない事例が多いことを見ても大きな問題と思われる。この問題は早急に解決することは困難であろうが、やはり重要な問題として気長に努力するよりほかないと思われる。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

(イ) 明年度及び明後年度におけるプロジェクト実施計画策定に当たりの意見

いわゆる第2ステージの協力計画については、昨年(1977年)10月、プロジェクトリーダーが一時業務帰国をした際打合せたところである。この計画の大綱については、リーダーが帰任後、州政府当局にも説明し、また引続いて総理府開発局長及び州政府企画・財政部長(Mr. Wapalila)が高級研修員として訪日し、日本政府と会談があったことである。なお、同氏らの帰国後の話によれば、日本の提案した農業及び工業についての協力計画はタンザニアとしても acceptable であるとのことであった。しかし、農・工以外についても日本に協力してもらいたいと考えているようであった。そのことについて我々現地チームは関知するところではないと云っておいた。

それで、農業の協力計画(Lower Moshi Areaを中心とする開発計画)が大筋において認められるとして、その際生ずると思われるいくつかの点について意見を述べてみたい。

a. いわゆる総合開発について

先方の云う総合開発のため、たとえ日本が農業と中小工業の一部だけについて技術協力するとしても、プロジェクト及び同センターは総合開発プロジェクト(センター)というような名称を用いることが望ましい。

b. 農業チームは現在(1月末)太田農業経済専門家のみが残留することとなるが、早急に調整員と農業土木(かんがい)専門家(1~2名)の派遣の手続を進める必要がある。とくに調整員(農工業合わせて1名でも可)は急を要する。そして、新R/Dが調印されない時点で、先方がこれら専門家のA-1 form等の手続をとることについては疑問があり、また手続をとったとしても、3月までに派遣できるよう事務手続を終ることは困難であるので、現R/Dによる専門家の交替の形で派遣し、一方A-1 form等の手続きについて先方に働きかけるのが適当と思う。この点について州政府は異存はないと思われる。

(ロ) プロジェクト取進めに対する長期的観点からの意見

a. 当プロジェクトはLower Moshi Areaとくにその中の特定地区において灌漑を中心とした施設供与と技術普及をとりあげているが、Pangani河流域、Mkomaji ValleyまたはRundgai地区なども重視している。それで日本人専門家や供与機材の余力があればこれらの地区の開発にも協力することが望ましい。

b. Lower Moshi 地域は農業開発が協力の中心であるが、この地域開発には道路、電気、水道、学校教室、医療施設等の整備に日本として協力できれば先方としては極めて満足するであろう。また、それによって農業の技術協力も高く評価されることになろう。

(3) タンザニアに対するわが国の技術協力政策についての意見

(イ) この国のManpower(政府、団体、会社)の現況から、また彼等の考え方から見て、技術移転の成果を早急に望むことはむづかしい(前記(1)-c.)とくに農業技術の農家への滲透、そのための普及組織の整備(ほとんど無いに等しい)、普及関係者(政府または国営会社の職員)の資質向上は長期的に極めて重要であることは明らかであるが、このようなSoftwareな協力効果を短期に挙げることは望まれない。したがって先方に日本の協力の実を認識させるにはhard-ware例えば灌漑水路、農道、耕地の整備、農業機械や農産物加工の共同施設、倉庫等(それもあまり高度に近代化されたものではない)の設置などが有効であろう。これらの無償供与と技術協力を組合わせて行うことが望ましい。

(ロ) R/Dにもとづいてタンザニア政府が負担する経費はいわゆる最貧国として重荷である。例えば専門家の宿舍の提供は当然としても、宿舍の無い場合のホテル宿泊費、または民間住宅の借上げ費、供与機材の引取、運搬経費、供・機とくに車輛等の維持・運営経費等、先方にとって苦しいものである。日本にとってタンザニア以外の諸国との均衡もあろうが、相手国の経済力に応じた、経費負担への配慮が望ましい(昨年10月から現地業務費に最貧国対策費が僅かながら認められたが)。

(ハ) 日本は欧州、印度等と異り語学の問題もあって、タンザニア人研修・留学生の受入れが最も少ない国に入っている。研修生の受入れは、それに要する経費の割に、技術移転、両国関係のよき理解に、極めて効果が大いと思われるのでそのワクを増大することが望まれる。

(ニ) タンザニア国に対する日本の協力は、正直に云って先方から正当な評価を受けていないように見える。これは、国としての体制(つまり社会主義と資本主義)の違いから、日本やアメリカ等の援助を新聞(政府党機関誌)で大きく扱わず、中国や東欧のそれは大きく扱うというところにも一因があろう。また、在タンザニアの日本機関(我々現地チームも含めて)のアピール(宣伝)が足りないこともあるかもしれない。

それを補う意味において、今後日本から協力・援助を行おうとするときは、キリマンジャロ総合開発を優先的に考え、そこに集中させることが(農・工業以外の部門も)先方に対する日本の協力を認識させるにも、また実際的な開発効果も大きいものと信ずる。

16 ブラジル連邦共和国リベイラ川流域農業開発計画

プロジェクトリーダー 井上美彦

(1) 年間プロジェクト実施概要

イ) 年間実績概要

a. テクニカルアドバイザー

前任者の離任に伴ない、1.リベイラ川流域開発計画作成に必要な基本調査 2.開発可能地45,000haの一部である、8,300haの開発計画概要の作成 3.リベイラ川河口処理、ジャクピランガ川治水計画の総合報告書を日本・ブラジル両政府に提出した。

又、後任者は引き続いて、実施可能な地域として公共事業部が築堤を終了したポードル・エ(1,250ha)の農業開発計画(土地整備・土地利用・適作物の選定・効率的農業・経営等)の作成を来年度中に取り纏めるべく作業中である。

b. コーディネーター

人事関係は長期専門家7名、短期専門家8名(巡回指導調査団を含む)であり、研修員派遣は個別4名、集団3名となっている。

機材関係は建設用重機械、営農機械及び研究用資機材約1億円が購送された。

c. 農地造成

前年に引続き農業開発センターの農地造成工事に重点をおき実施した。特に、成る可く早く作物栽培実験に着手するため第1工区10haの造成に主力を傾け直営施工した。当初は9月末完成を目的に進めたが、燃料油の欠乏、人夫、運転工の不足等から若干遅れ、漸く12月末第1工区の農地造成工事を略々完了し、水稻の植付けが可能となった。残り約40haの第2工区については、排水路は地区内幹線が完成、支線も一次掘削を行った。整地工事は併行して進め伐採、排根を進行中である。堤防工事は東北側約400mの一部未了部分を残し、全線終了した。

又予算の関係でその実施が危ぶまれていた主力工事のポンプ場建設は、9月に追加予算が承認され、12月に請負契約を締結し、年末着工、翌年1978年6月に完成予定で、これによってダム関係工事を除き、開発センターの農地造成工事は1978年中に略々完了する見通しがついた。

次に普及農業については、3地区の内イトパミリン、ポアピスタの2地区は今年3～5月の3ヶ月間短期専門家3名の派遣を得て、測量、実施設計を作成し、残るポードル・エ地区は取水施設関係を除き、10月に測量、実施設計を完了し、何れも着工が可能となった。

d. 栽 培

1976 / 1977 米穀年度はセンター内の農地造成が緒についたばかりで、第1工区（実験ボーデル）での栽培は不可能であった。従って将来栽培業務が本格化した場合の参考資料を得るため次の業務を実施した。

① 気象データの整理分析

1966～1975の10年間について実施した。

② 土 壤 分 析

実験ボーデル内より95サンプルを収集、土壤の化学分析を行なった。（分析はカンピーナス農試に依頼）

③ 陸稲品種の地域適応性試験

ボーデル・エ（24品種）エルドラード・パウリスタ（8品種）イグアベ（8品種）の各地実施。

④ 水稲の品種比較収量試験

パリケラスー分場内に臨時圃場を設け、8品種について実施した。

1977 / 1978 米穀年度は、実験ボーデルの農地造成が不十分ながら、略々完成の域に達したので可能部分より試験及び栽培業務を開始した。

⑤ 簡易育苗施設の建設

予算事情により簡易育苗舎を建設した。面積、給水、電気施設、施錠等不十分である。

⑥ 育 苗 実 験

育苗用適性土及び適正施肥量の把握。

⑦ 播種適期試験

水稲の2期作可能試験を8月中旬から実施している。

⑧ 水稲品種の地域適応性試験

カンピーナス農試の試験計画に基づき、自国産及び輸入新品種8種について10月中旬試験を行っている。

⑨ 水稲の品種比較予備試験

自国開発、輸入種60種を導入、観察を主眼に試験栽培を開始した。

⑩ 水稲の一般栽培

第1工区の水稲栽培予定地5haのうち試験圃場を除いたおよそ3.8haに種子増殖を兼ねて栽培すべく11月末より育苗を開始した。

e. 農 業 経 営

リベイラ川流域における農業開発構想策定の基礎とするため、地域農業の実態把握を重点におき、次の調査を実施した。

- ① 国勢調査・農業センサス、その他統計資料により地域における経済立地・農業構造等を収集整理した。
- ② 創設する普及農場の事業成果を把握する為、関係農家の経営実態調査を行なった。
- ③ リベイラ川流域農業開発予定地約45,000haのうち、公共事業部(DAEE)が最初に着手し、完成間近いポードル・ワンの約1,250haに関係する受益農家の内21戸の経営実態調査と、地区内の土地利用現況調査を実施した。
- ④ 米・バナナ・野菜等基盤整備実施後予想される農業生産物価格の推移調査。
- ⑤ 野菜・果実のサンパウロ市場における地域別・月別入荷量調査。
- ⑥ 経営改善計画策定の為の現地生産費調査(1978年継続)

f. 農 業 機 械

10月専門家現地到着、11月供与機材の現地到着に備えるも、税関の通過に約1ヶ月を要した為に、機械据付準備、育苗テスト、トラクターによる圃場整備等にとどまった。

(ロ) 年間実績に対する自己評価及び相手国側関係者の評価振り

本報告書作成に当たり、特に相手国側関係者の意見を徴することは差し控えたが、プロジェクト開始当時は、日本国側の定めたハードスケジュールに大分戸迷ったブラジル側も、現在では吾が方のスピードダウンによる歩み寄りの姿勢により、これらに基因する不満は双方共薄らいだが、解決されたのでは無い。ブラジル国側にはわが国の法律・財政制度等に馴染まない処があるが、ブラジル国側にはその理由の外に農業開発に対する意欲が少なく、カウンターパートも農業開発の専門家でなく、日本人専門家側だけの机上プランに終わった感がある。

a. 農 地 造 成

自己評価は、すれすれ乍ら合格と判定している。農地造成について基本的知識の皆無なカウンターパートを指導しながら慢性的な運転工・人夫不足、機械修理工欠如による整備不良に基因する停止、燃料の補給中断による機械の稼働不能等度重なる注意を喚起し、改善を要望したにも拘らず、相手側の管理能力・態勢の欠如により僅かの改善しか見られなかった。

以上のような劣悪な環境にも拘らず、ほぼ予定期間内に稲作栽培を可能にまでこぎつけたのは、担当専門家とそのカウンターパートの前向きな問題解決の姿勢があったからこそ可能となり、今後、精神的に重要な資産になると確信する。

相手国側の評価は、カウンターパートの段階では上記の通りと思料され、問題意識も可成り明確であるが、上位者になるにつれて関心度が薄れて、技術移転などは本気に考慮している模様は殆んど見かけられない。

b. 栽 培

当流域における水稻播種期は通常8月に始まり、12月に終るが、最適播種期は10月

中旬～11月中旬とされている。従って栽培計画は一部の実験を除いて、適期播種を前提として樹立されたが諸種のネガティブ要因例えば、農地造成の遅延、購送機材受取の遅延、カウンターパート・補助技術者・人夫の水稲作に対する認識技術不足、拙劣な管理機能等の累積により、播種限界期を超えた1978年1月以降に栽培が持越されたことは極めて残念と云わざるを得ない。しかし11月以降育苗プラントによる育苗、水田圃場の準備（代掻、レベリング、施肥）等について、カウンターパート以下関係者に理論及び実技について訓練し得たことは、せめてもの慰めというべきであろう。

iv) 実施上の技術的、制度的問題点

a. 工事の施工方式について

1976年度に引き続いて1977年度も直営にて工事を実施したが、直営の場合予算的に廉価であること、請負施行による面倒な手続きとその為の期間を要しないこと、技術者の訓練には好適なこと等種々の利点があるが、その反面運転工、人夫等の給与が固定給で、かつ又法で定められた給与が市価の半値ぐらいであるため人材が得られないので民間業者に較べ格段の能率低下を来すこと、常に欠勤者が多くその補充が円滑でないこと等から、工程は常に変更を余儀なくされた。

しかるに同じセンター区域内において請負で施工された庁舎・宿舍工事や年末契約したポンプ場工事をみていると、素速い対応、作業員の働き振りで、予算的には2～3倍高価につくとしても、機械の有効利用、早期完成による経済効果等を考慮すれば、何れが得策か判らない。特に当プロジェクトの如く期限の定められて、しかも作物栽培試験の様に年間における適期がある場合は成るべく請負方式を採用することが望ましい。

蛇足ながら、農務局は工事施工の経験がとほしいのと他の理由によりその実施は極めて非能率であり、上記庁舎、宿舍は既に半年前に出来上っているが、水道施設と電気施設の契約が手間取っていて、完成して使用開始まで更に2～3ヶ月は必要と思料される。

b. カウンターパートについて

種々の事情によりカウンターパートは大学新卒又は2～3年の経験者が大部分であるのと、気位が高くて自ら卒先して手を汚すことをやりたがらぬこと、基礎的な専門知識技術の欠如更に当初は言葉によるハンディキャップ等により、殆んど零から出発せねばならなかった。しかしそれすら途中で転職する者も多く、その補充は又極めて複雑で長期に亘る忍耐を必要とする。問題点は民族性、習慣、行政制度と複雑に交叉していて、今后共この問題は旧くて新しい問題として残って行くことと思う。

c. センターの服務について

ブラジル或いはサンパウロ州農業を概観すれば、その初期の段階から現在に至るまで、Up-land 農業に終始していて用排水を前提とした集約水田農業又は科学的野菜栽培はよ

うやく一部で曙光を浴びつつあるに過ぎない。従って開発センターも従来の畑作農を基本とした試験等の制度に縛られて、これが組織内活動の阻害要因となり、効率低下の原因となっている。例えば、現行では土・日・祭日等の労務者の確保と週日の残業手当支給は不可能である。或るいはかんがい農業では専属水管理人は絶対必要であるが、これも不可能である。異なる例では、農務局は勿論センターでも、土木技師、通訳採用は、州令に該当職種が無いと云う理由で不可能である。プロジェクトがスムーズに運営出来る為には現実に則した制度の改正が必要である。

(2) 今後のプロジェクトの取進め方に対する意見

(イ) 明年度および明後年度におけるプロジェクト実施計画策定に当たっての意見

a. 所要予算額

53年度	機材	大型ポンプ	100,000千円
		研究機器材	10,000千円
		補充部品	10,000千円
		ローカルコスト補助(人夫賃・燃料・資材費等)	
		200千円/月×12ヶ月＝	2,400千円
	現地業務費	200千円/月×2ヶ所×12ヶ月＝	4,800千円
54年度	機材	大型トラクター及びアタッチメント	18,000千円
		田植機・畑作管理機他	30,000千円
		普及用広報車	15,000千円
		建機・農機・補充部品	10,000千円
		研究機器材	7,000千円
	現地業務費		4,800千円
	ローカルコスト		2,400千円

b. 概略説明

開発センターについては危惧されたポンプ場工事の請負施工が、期限ぎりぎりの1977年12月に契約されたことにより、ある程度の遅延を見込んだとしても1978年10月頃までは完成し得る見込みがつき、それに伴って日本から購送されるポンプ及び附属品の到着が目下の急務となった。

ポンプ場を除く農地造成工事の進捗については、ブラジル側の問題点に対する取組み如何によるもので、更に相手側の努力を要求したい。

普及農場については、最も展示効果の高いボーデル・エ(DAEE)施工による築堤工事完了。ポンプ場も今年8月稼働予定。センターの普及農場はこの内に存在している。)

を第1順位として、可及的速やかに栽培試験に着手することとする。イトパミリンについては何時でも着工出来る態勢にあるが、現在のセンターの実務姿勢に不安があるので、1978年度の施工状況勘案の上見定めることとする。ポアピスタは地権の問題解決まで保留されることになる。

次に水稲と野菜栽培および実用実験に必要とする営農機材と研究資機材は、51年度、52年度供与分ではほ充足され、53、54年度分は補充的のもので特に多額な予算措置を必要としない。但し、将来RDにのっとり土壌肥料、病害虫等の専門家が着任するとするならば、それぞれの研究資機材は当然必要となるが、ブラジル側の研究プログラムが不確定なため、流動的とならざるを得ない。

(ロ) プロジェクト取進めに対する長期的観点からの意見

本来このプロジェクトは開発の遅れた南部サンパウロ州の地域開発協力プロジェクトとして日伯両国の合意により発足したものであるが1977年の局令発令后カンピーナス農業試験場の補助研究機関としての色彩が濃厚になって来た。地域開発協力プロジェクトと研究協力プロジェクトでは協力の手法が大きく異なるためブラジル側の真意確認を急ぎ、かつそれに対応すべきである。

1977年7月の機構改正までは、センターは農務局に直結していたが、改正後は名実共にカンピーナス農業試験場(以下IAC)の下に入り、この結果当プロジェクトの執行権もセンター分場長からIAC所長に移り、すべてIACの指揮下に入った。

勿論改正のメリットとしては、政治的に影響される不安定な合議体(セダバル)であったセンターの機構が永久的な研究機関であるIACの下に位置づけられたことによる安定度は大きく改正の主眼点も亦ここにあった訳で、それはそれなりに評価出来るし、事実IAC所長の決断と実行力により物理的な改善点は以前より遙かに目立つようになった。

しかし乍ら、リベイラ川流域農業開発という広い面から看ると、当地域の立地条件から見て如何なる営農計画を樹て、その為の農地造成工事を調査設計し、地域全体の農業開発計画を立案し実施する能力は、現在のIACには無いし、又理解する能力すら持ち合せていない。

既に、現在未だ初期の農地造成中で栽培試験はほんの緒に着いた段階であるに拘らず、現在のIACからは従来の基礎研究を中心とした徴候が感じられ、これが本格的な試験栽培の時期に入った場合は、IACの得意の部分のみに集中して、その他の部分は技術者も含めてすべてがIACの研究を補助する手段か、みせかけの農業開発計画にするための飾り物化する恐れが窺える。つまり単なるIACの試験分場の拡大にしかならなくなって仕舞う危惧の念がある。

従ってこの際、再び原点に戻ってセダバル設立の趣旨に基づいた機構の再編成が必要である。

それには先づ I A C の系列下から離れて知事部局に直結した機関とするか、公社的な性格にすることが望ましい。内部組織も研究一辺倒を拡げて、1) 調査計画 2) 工事設計施工 3) 栽培 4) 普及の4部門とし、地域全体の開発の立案から実施、管理まで一貫して施行出来得る体制とすべきである。

勿論この為には今までの経緯もあり、連邦政府やその他の関係官庁との調整、法令の改正等の政治的理由と緊縮気味の財政事情が大きな障害となろうが、何よりも肝腎なことは、州政府のトップクラスの意志決定が望まれる。

(3) プロジェクト所在国に対するわが国の技術協力政策についての意見

文意が理解出来ないので省略する。

わが国の技術協力政策について、事業団が吾々に意見を徴すると解すれば、その政策を承つてから考慮することとし、又現在行なわれている技術協力の内容について意見を問うのであれば次項をご覧願いたい。

(4) 日本国政府、J I C A、ないし相手国政府に対する要望事項

(1) 日本国政府又は J I C A に対する要望事項

a. 在外事務所の組織強化

プロジェクト所在地が遠距離にあることによる連絡が時間と経費的な見地からみてロスが多い。従ってブラジル駐在事務所可能な限り決裁権限を移譲して頂くとともに、サンパウロ駐在の連絡員を任命して頂きたい。吾が方のプロジェクトチームのコーディネーターの兼任を考慮して頂ければ J I C A 経済協力部門の組織強化となる。

b. 予算単年度制度の弊害

極めて大きな問題であるが、この日本国内に於ける制度の弊害はプロジェクト実施のあらゆる面に顕われている。外務省が突破口を開いて頂きたい。

c. プロジェクトの発見と実施までの準備期間

旧くて新しいテーマであるが、プロジェクトの成功、つまり相手国から高評価を受けるか否かはプロジェクト発見に始まる。相手国のニーズとプロジェクト運営のキーポイント既ちカウンターパート、実施能力、法令、習慣等を綿密に調査することが必要である。常駐する経済協力調査員がこれらを行うことが望ましい。更にプロジェクトが確定した段階で開発構想の策定、相手国側のプロジェクトに取組む姿勢を確認して日本側の協力体制を固めることを2～3年先行した長期調査員の業務とする。

d. 補足取極めの早期締結

何時までも延長した R D 期間は望ましくない。

e. 予算など

52年会計年度は予算の前倒し政策によって、多少は購送費の増額があるものと期待していましたが、53年度は更に大巾増額を望みたい。

又、在勤俸の据置きは納得出来ない。更に専門家の待遇であるが、国内に於ける人事院規則をそのまま焼直した在勤俸は理論的に矛盾がある。日本国内に於いては若い為に低号俸に格付けされていても、JICAが当人の専門家としての資質を認めて相手国に派遣する時点で、それ以前の格付けは消えて、能力だけが残ると解すべきで、その能力に基づいた対価を支払うのが理と思うが、ご考慮願えれば幸いである。

f. 購送機材の迅速化を切望する

(ロ) 相手国政府に対する要望事項

a. 長期計画の樹立

本プロジェクトは実動後2年以上経過して専門家は8名になったにも拘らず、事務所、住宅は使用開始とならず、その他のブラジル側の受入れ体制は不備のものが多い。本プロジェクトRD調印時の州知事の交替によって開発意欲が無くなったようであるが、州政府レベルの問題を両国間取極めに大きくしわ寄せすることは避けるべきである。

プロジェクトの年次計画も樹てられず、専門家派遣計画も、やや場当り的になっている。

b. 行政上の問題

本プロジェクト実施に当たって障害の一つは、行政上の一貫性が無いことに帰因するところが多い。政治が行政に先行し、上層部の交替はプロジェクトの進行に直接影響する。

リベイラ川農業開発を推進するためには、現在の機構では非常な困難が伴なう。調査計画の手法、制度面の研究を行う部門を中心にして恒久的な実施母体を設置することを考慮すべきである。

c. 制度について

JICAの農業技術協力に対する姿勢とも関連するが、現在の開発方式をリベイラ川沿岸の低地農業可能地域におし進めた場合、その波及効果は点の集積に終って面に拡大することは無理が伴うものと推測する。その原因は、ブラジル農業の特性である焼畑農業の改良型は、農地に資本投下をする習慣がないからである。日本側に於いても展示効果の著しいと判断する土地にはソフトローンの可能性を残すと共に、ブラジル側においても国策的見地から補助金制度の途を考慮することが望まれる。

Ⅲ プロジェクト協力を中心とした技術協力に関する取組み状況等
(外務省 技術協力第二課 榎首席事務官説明要旨)

従来農林業協力事業は技術協力とくにプロジェクト方式の技術協力の改善にさまざまなアイデアを提供し、現に実施してきている。今回のリーダー会議においても協力実施の立場からの問題提起を期待しているが、これまで出されている要望等も踏まえ、外務省としての、プロジェクト協力を中心とした技術協力（技術協力と他の援助方式との関連を含む）についての取組み状況等を以下に説明しておきたい。

1. 基本政策に関すること

1-1 国別政策の策定について

主要な援助機関においては協力要件の総合的確定のための協議を対象国（被援助国）との間で定期的に行い、国別の協力計画を行う方式がとられているが、わが国の場合は要請を待って行う「受け身」の協力方式が原則となっている。後述するとおり、わが国における予算の単年度制度もあり U N D P 等が行っているカントリープログラム方式をそのまま導入することは困難であるが、協力の計画的、効果的な実施のための国別政策策定にむけて以下のプログラムを実現してきている。

(1) 技術協力総合ミッションの派遣

5 2 年度はじめから計 4 チームの技術協力ミッションを以下のとおり派遣した。

5 2. 5 飯島（技術協力第二課長）ミッション：フィリピン、シンガポール

5 2. 5 松浦（開発協力課長）ミッション：インドネシア

5 2. 6 木幡（技術協力第二課長）ミッション：タイ、マレーシア

5 2. 8 吉川（国際協力事業団理事）ミッション：メキシコ、グアテマラ、コロンビア

これらミッション派遣の効果をインドネシアの例でみるとつぎの通り。

—技術協力の全体像を提示し得たこと（77年度対インドネシア技術協力見込額として36億円という数字を出したが、従来、インドネシアとしても個々の技術協力のみを断片的に follow していただけに、わが国の協力に対する評価を高めた。ちなみに、上記金額は米国に次ぐ規模であるが、かかる事実も初めて明確な形で提示された。）

—網羅的プロジェクトファイナディングを行ったこと

—年度計画を確定し、プレッジしたこと

5 3 年度については、できれば同じ団長が同じ対象国に行くよう配慮しつつ、4月～5月にミッションを派遣することとしている。

(2) 日本・インドネシア農林業事務レベル会議および国内プロジェクトリーダー会議の

開催

インドネシアはわが国協力（有償協力を含む）の最大パートナーであるが、各方式、分野の中でも農林業協力（プロジェクト方式技術協力）の比重が高く、各プロジェクトの有機的な統合を図るなど、インドネシアの社会・経済開発計画に沿った協力体制の整備が急務とされている。とくにランボン農業開発協力協定の延長にからんで有償・無償資金協力との連携、民間企業による開発プロジェクトの支援等インドネシア側と協議すべきテーマが出てきていたため、とりあえずランボン農業開発協力問題を中心とした事務レベル会議をジャカルタで開催すべくインドネシア側に申入れた経緯がある。同時に国内プロジェクトリーダー会議開催を計画したが、インドネシア側の都合によりランボン協定延長協議以前の実施が不可能となり、53年度に延期した。この会議に備え対インドネシア農林業協力政策についての提言を学識経験者をお願いしている。

このほか昨年からJICA農林業協力総括会を定期的に行っており、終了プロジェクトのエバリュエーション報告書などの勉強を続けている。

1-2 無償資金協力とのタイアップ

(1) 予算規模等

無償資金協力には外務省所管の経済開発等援助費と大蔵省所管（外務省が支出委任を受けて実施）の食糧増産援助費があり、53年度予算は前者が390億円、後者が130億円となっている（下表）。経済開発等援助費のうちいわゆる一般無償資金協力（327億円）は貧困国等とりわけ開発のおくれた国々（実績ではアジアに約70%）を対象とし、社会・経済開発プロジェクト実施に必要な資金を供与するもので、とくに技術協力の実施にあたって必要とされる建物・施設建設など、技術協力と連携しつつ援助効果を高める案件を重視することとしている。

経済開発等援助費（外務省所管）	52年度	53年度
一般無償	139	327
水産無償	30	50
災害無償	10	10
文化無償	1	3
食糧増産援助費（大蔵省所管）		
食糧援助	44	37
食糧増産援助	60	130
その他	22	22

（単位：億円）

(2) 技術協力との結合

(上述したとおり) 無償資金協力案件の採択基準として、技術協力と相互補充型のものであるか、人道的、政治的に重要であるかが検討されるが、内容としては施設建設、機材またはそれらの組合せとなる事例が多く、プロジェクト方式技術協力との関係がきわめて強いといえる。52年度無償案件の約70%はプロジェクト方式技術協力と関連を有するものであった。

今後とも、わが方援助の有機的結合を高めるとともに、他方において、今後急速な規模増大が見込まれる無償資金協力につき優良対象プロジェクトを技術協力サイドからも発掘することが必要とされる。かかる観点から、技術協力各種調査団派遣時に、調査団として、技術協力と結び付いた無償案件の発掘ないし formation の目を持って意見具申して欲しい旨要請している。同様に現地派遣専門家の方々も現場の立場から、技術協力と無償との結び付きに留意し、優良無償案件の発掘等につきアイデアがあれば、適宜現地大使館に意見具申して頂きたい。

(3) JICAへの一部業務の移管

わが国は対GNP比0.7%を政府開発援助(ODA)にふりあてるという国際目標を果し得ていない(1976年0.2%)一方他の援助国に比べて途上国に対する援助条件が厳しく、今後いっそう贈与比率(グラントエレメント)をひきあげ、これによって国際目標の80%を達成する努力を継続しなければならない。こうした状況の中で、無償資金協力の拡充は不可欠であり、かつ技術協力とのより緊密な連携が望まれることから、無償資金協力の実施を促進する業務について国際協力事業団に移管すべく、現在事業団法改正を行いつつある。あわせてJICA内に同業務を担当する無償資金協力課の設置を要求してきている。(注:同課はのち、4月28日改正団法公布と同時に設置された)

以上は主として一般無償資金協力について述べたわけであるが、今年度(52年度)から食糧増産援助予算60億円が認められている。増産のための肥料、農機具、かんがい等農業基盤整備に必要な建設機材類の供与が行われつつある。従来からあったKR食糧援助にならって第二KRとも通称されたことがあるが、これらの援助プログラムでは現地通貨による見返り資金の積み立てが条件づけられており、その積立資金をプロジェクトに引っぱりこむ努力は今後とも、必要に応じて続けて行かねばならないであろう。

1-3 プロジェクト規模見直し等の表明

プロジェクト方式技術協力においては協力が多年度にわたるにもかかわらず、わが国予算制度(単年度主義)の建前もあって、プロジェクトに投入予定の予算額(協力規模)

やスケジュールについて協力開始時点で相手国側に公式に表明することはいっさい避けてきた。しかしながらこのような方式にとまなう以下のような不都合がプロジェクト組立て時点で昨今議論されるようになり、その結果個別的に解決策を（相手国側に）提示せざるを得ない事態も増えてきている。

- (1) 一般的に協力相手国側は、わが方の協力規模および協力スケジュールを前提として自国負担分につき予算措置を講じるが、その際協力規模、協力スケジュール等についてわが方よりの正式表明がないと、予算等内部措置の円滑なる実施に支障をきたす。
- (2) プロジェクト規模総額見通しが公表されないため、實際上数億円（プロジェクトによっては10億円以上）に上る技術協力を実施しながら内外で正当な評価を受けず、外交上十分な効果が認められない。
- (3) 正式表明の有無はともかくとし、わが方内部問題に限っても各プロジェクト毎に規模総額の見通し及び具体的協力スケジュールの策定を実施する体制が必ずしも築かれていないため長期的見通しのないまま個々に開始されたプロジェクトの所要金額と現実の予算規模との間に大幅な乖離が生じている場合が見られる。

こうした状況の改善のため、とりあえずR/D署名時に *Tentative Schedule of Implementation* を作成し、協力の規模およびスケジュールを表明することとする。その手順等はつぎのとおり。

- (1) わが方協力スケジュール及び相手側負担事項の実施スケジュールを併せて、*Tentative Schedule of Implementation* を作成し、双方のR/D署名者がR/D署名の際に併せて署名する。

Tentative Schedule of Implementation は、あくまでもとりあえずのスケジュールに過ぎないので、R/Dとは別文書とする。

Tentative Schedule of Implementation には以下の文言を冒頭に挿入することとする。

- (i) 実施に必要な予算が確保されることを前提としたとりあえずのスケジュールである。
 - (ii) 将来、必要に応じR/D（ないし協定）の規定の範囲内で内容が変更されることがあり得る。
- (2) プロジェクト規模見通しの表明は原則として *Tentative Schedule of Implementation* に付記する形式をとることとし、「わが国が単年度予算制度にあることから、当該金額は協力期間にわたって必要な予算が確保され、かつ、相手国側が当該プロジェクト実施のために遅滞なく必要な措置をとることを前提とした見込みの数値である。」旨明記することとする。

- (i) プロジェクト実施に必要な全経費（機材供与費、専門家派遣費、研修員受入費及び調査団派遣費）の総額見通し
- (ii) 上記(i)の内数として機材供与総額見通し
- (iii) 専門家派遣総数見通し
- (iv) （研修員受入れに関しては引続検討中）

当面は、原則としてプロジェクト方式技術協力の重点対象国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ビルマ、ケニア、エジプト、ブラジル）のプロジェクトに関し実施することとする。

2 個別的問題に関すること

2-1 産業開発協力事業

中小規模産業の援助計画策定、実施のための人材養成、研究および技術開発を有機的に、総合的に行うための新しい予算として産業開発協力事業費を要求し、開発技術協力事業からのふりかえということで認められた。最近増えている途上国からの、特定産業の振興・開発のためのプランニングから人材育成、技術開発、マーケティングまでの一貫した協力への要請に対処しようというもので、従来の農林業協力事業に近い具体的案件としては飼料産業の育成、生鮮食品の流通改善などがある。

2-2 学位取得

農林業協力の分野ではとくに研究協力プロジェクトについて、従来、あくまで現行の研修員受入事業の枠の中で学位、とくに博士号取得を実現してきたが、これに正面から取組むには文部省の留学生受入れとの調整をはじめとしていくつかの問題があった。ところが最近文部省の学術交流とくに途上国との学術協力についての具体的なプログラム作りが行われ、53年度に新しい制度を創設しようとの動きがある。但し、文部省は学術振興会を使って上記制度を運用しようとしているが、制度運用にあたっては種々問題点があり、外務・文部両省間で調整が続いている。博士号を例として、文部省案を説明すると、その取得にはふつう課程博士と論文博士という接近があり得るが、従来途上国の研究者にとっては課程博士の途しかなく、過去のデータによると留学生として来日してから平均6.5カ年の課程履修によって学位を得ているという。今回の新制度はこうした人たちに論文博士の途を開くものであって、新しい協力予算2億円の5%がこれにあてられることになっている。この制度の特色は、課程博士とは異り、途上国の研究者がいわば日本に来ずして、論文の審査だけで学位取得をし得るということであって、主な要素は日本人指導教授の現地における論文指導ということになる。

2-3 実施率の向上ほか

昨年度までの問題点の最大のもの実施率すなわち執行率の低さであったといえる。これについては予算の中で機材費の占める割合が大きいことから、現地からの購送依頼に不備があったり、一挙に解決するにはむずかしい問題があったが、マニュアル類の整備、現地と東京サイドのコミュニケーションの改善等もあって、平均すると12月での比較で昨年度の23%から今年度42.2%へと飛躍的な向上がみられており、年度末では90%になるものと確信している。今後とも購送請求の早期実現によって調達業務を促進し、また現地調達の拡大も含めて実施率向上に取り組んでほしいと考えている。

エバリュエーションについては、従来プロジェクト終了年度（またはその前年度）に行ってきたが、今後は基本的に合同エバリュエーション方式を採用したいと考えている。一方、協力期間延長が別の協議の場合で合意されているときは、リーダーの報告をもってエバリュエーション報告書にかえることとしたい。

IV 要望事項(各プロジェクト共通事項)へのコメント

要望事項等についてのコメント

カテゴリー	項目	事 項	備 考	コ メ ン ト 等
プロジェクトの選定・準備段階等にかかる基本的な問題	<p>プロジェクトの発掘、選定と準備について</p> <p>1. プロジェクトの発掘、選定</p>	<p>a. 相手国のニーズの確認等のプロセス</p>		<p>相手国の要請にもとづくことを前提としている技術協力においては、発見（選定）の段階もさることながら、わが国技術協力のなじむプロジェクトに組立てて行く（準備、形成段階）ことがより重要であろう。前期調査員は従来この組み立てる段階に派遣されているが、事前調査以前に派遣することも考えられている。</p>
	<p>2. プロジェクトの準備・組立て</p>	<p>a. 受入れ態勢の確保、とくに予算、人的配置、法令等に関する調査の充実</p>		<p>技術協力プロジェクトの目的は技術移転（当該分野の人材開発）であり、優秀なカウンタートへの確保はきわめて重要な課題である。コンサルタントの活用も含めこの調査の充実に努める。</p>
	<p>プロジェクトの発足にむけて</p>	<p>a. 単年度予算制度の弊害等</p>		<p>R/D署名時のtentative schedule of implementation作成等により、単年度の枠をこえた協力計画額の提示も行いつ</p>

カテゴリー	項目	項目	事項	備考	コメント等
			b. R/Dの署名者(相手国内機関間の調整)		つある。(cf. 実施率の向上: 繰越が予想される機材予算の扱い)
	コンサルタンツ (consulting firm) の活用		a. 準備段階のみならず実施段階に入ってからにも活用すべきであろう。		R/Dは実施機関相互のもので、中心となる省庁が署名し他は合同委員会への参加を考える。
プロジェクトの実施段階	1. 一般 i 派遣時期(タイムリーな派遣の実現) ii 現地引継等のための交替専門		a. 協定R/D上の専門家で欠員のままになっているものがある b. 交替専門家の赴任が遅延しないよう配慮すること a. 1ヵ月程度の任期の重複を考慮すること		とりあえずモデルインフラ整備費に関する設計、監理のための技術費を措置し得るようになった。今後の課題としたい。 今後とも適期派遣実現のための努力を続ける。
					通常1ヵ月程度の引継ぎ期間を予算的にも措置している。タイムリーな要請が得

	<p>家との任期オーバー パーラップ Ⅲ 短期専門家の 計画的派遣</p> <p>2. 待遇に関すること Ⅰ 派遣手当に関 すること</p>	<p>a. ベースアップを任国の経済の 実態にみあうよう実施されたい</p> <p>b. 能力に応じた手当の支給（格 付にも関連して）</p> <p>c. 住宅手当の前払い</p> <p>d. 語学手当について（級の細分 化等）</p> <p>e. 在外公館（総領事館）所在地</p>	<p>cf. 任期3カ月程度 では不十分である。 （第6回会議）</p> <p>cf. 第6回会議</p> <p>「達・通達集」</p> <p>”</p> <p>”</p>	<p>られるよう努められたい。</p> <p>今後とも件数として増加し業務も多様 化すると思われる。コンサルタントの活 用等も含め、充実を図りたい。</p> <p>外務省の国別調査と連動して決定して いる。特殊な事情のあるところには配慮 している。</p> <p>在動俸には給与的 性格もあるが、実費 支給を原則とする旅費的性格もある。基本 的な考え方に関わることであり現行の手 当等の組み立てとの調整だけでは済まな いであろう。</p> <p>改定により（赴任時）2カ月分、以後 2カ月分という支給パターンとなった。 手当の前払いは限定的に実施したい。</p> <p>細分化は考えていない。問題を現実的 なものにする努力を続ける。</p> <p>加算分については適用しないが、一律</p>
--	---	---	--	--

カテゴリー	項目	事 項	備 考	コ メ ン ト 等
		子女教育手当および遠隔地手当の支給		分については従前どおりである。 在外公館のあるところでは外務公務員と横並びになっている。新しい手当の設定は無理である。
	ii その他	f. 支度料（任国が異なる場合の1年以内の再赴任にあたって） a. 子女（一時）呼寄せと一時帰国の調整	cf. 第6回会議	最低保障の制度を作った。 子女の現地体験を目的とした制度ではないので従来どおり調整する。配偶者一時呼寄せはむずかしい。
	iii 共済、健康管理等	b. 現地語研修の制度化と経費負担 a. 年一回の健康診断		派遣前研修には組み込んでいる。別途経費の負担は困難である。 2年以上任期の場合はほぼ実質的に実行可能（赴任前（旅費）、一時帰国中、帰国時（共済））
	iv 帰国後の生活保障	b. 日本帰国後の共済医療給付 a. 期間を例えば1年間とする との可否		国の制度として社会保険加入が原則である。事務手続等で切替えに時間がかかった時は若干の期間、共済のステータスを延ばすことはしている。 雇用保険（失業保険）の考え（高令者に厚く、若令者に薄く）に準じて改善を

	<p>3. 業務報告等</p> <p>4. 生活環境の整備等</p>	<p>b. 年金制度の創設</p> <p>a. 業務進捗については「事務連絡」、定期的に報告する事項は様式による報告としてはどうか</p>		<p>検討したい（現行最長210日）</p> <p>JICA専門家だけの問題だけではなく、きわめてむずかしい問題であるが、一つの重点事項として取組みたい。JICA独自の年金制度創設は現実的ではないと思われる。</p>
<p>プロジェクトの実施段階</p>	<p>1. 機材選定、リスト作成等</p>	<p>a. 現地作成のリストにもとづく調達（査定は慎重に）</p> <p>b. 部品、試薬等の落ちこぼれがある。</p>		<p>ベースとして現地作成のリストにより調達を行っている。汎用性の高い機材類の一部について標準仕様を新しく制定する準備を進めている。現地側ととくに仕様について齟齬を来さないよう努力を続ける。</p> <p>購送依頼する段階での通知は通常行っているが、入札・調達段階に入ってから</p>
<p>2. 選定結果の通知</p>	<p>a. 事前にプロジェクト側に連絡されたい</p>			

カテゴリー	項目	事	項	備考	コメント等
	3. タイムリーな購送	<p>a. カウンターパートフアランド（引取り経費等）の措置とのかねあいで計画に従って送付されたい。</p> <p>b. 現地での引取り手続の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> • 倉庫料、引取りに要する期間 • 空輸の際は相手国の航空会社を利用すること <p>c. 携行機材の赴任前送付</p>			<p>のもの（最終のもの）は船積直前、BL送付時にならざるを得ない。</p> <p>そのように努力しているが、予算年度のうちがいもあり、相手国の措置につねに対応させることはむずかしい。</p> <p>船積書類等が遅れないよう注意している</p>
	4. 現地調達	a. 現地調達の実現	「速・通達集」	<p>派遣決定と赴任時期、機材の納期等で問題がなければ、実施している。</p> <p>制度としてはできあがったが実施要領でつまっていない部分がある。</p>	5 2年度バングラデシュ農業普及、ネパールジャナカプルー農業開発、シリア鶏病センタープロジェクトにおいて実現した。
	5. 機材の巡回検査		cf. 第6回会議		

<p>プロジェクトの実施段階</p>	<p>カウンターパートに 関すること</p> <p>1. カウンターパートの配置（相手国側の措置）</p> <p>2. カウンターパートの訓練（現地における訓練等）</p> <p>3. カウンターパートの研修受入れ 人数（「特」）</p>	<p>a. 短期専門家による集中講義の実施</p> <p>b. 第三国訓練視察の拡充</p> <p>a. 州知事の視察旅行等</p> <p>b. 割当人数を増やせないか</p> <p>c. 完全実施のためのear-mark (ヒモヅキ)</p>		<p>講師の数、期間にもよるが、現在「セミナー講師」として専門家派遣を実施しているケースがある。</p> <p>狭義のカウンターパートとはいえないが実績もあり受入れは不可能ではない（招待という形はとれない）。</p> <p>全体枠（予算上の受入れ人数）の増がマンパワー、受入れ機関等の状況がらみてむづかしい事情にある。</p> <p>在外公館への割当て人数通知の際はプロジェクト名が明記されている。各国とも職員派遣計画との調整（大学卒等の資</p>
--------------------	---	--	--	--

カテゴリー	項目	事	項	備考	コメント等
	ii 研修分野	a. 車輛整備、印刷技術、図書館等の分野での研修の能否			格・条件も含め)もあり、完全なear-markはむづかしい場合が多い。 集団研修が設置されている場合のみならず、実現の方向で努力してきているが問題はプロジェクトとしてのプライオリティーと研修機関の有無である。
	iii いつはじまり、いつ終るか	a. 長期専門家派遣の前に、カウンセラーの日本での研修が終っているという形がとれるか b. プロジェクト終了後、アフターケアの一環として受入れられることは可能か			a. については行っているケースが若干ある。b. については一般扱いとして要請書が出た段階で検討することになる。調査段階、R/D署名段階で計画化する方法もあり得よう。
	IV 学位取得				文部省による計画が実現することとなったので、その利用も含め検討している。
プロジェクトの実施段階	プロジェクトの予算に関すること 1. 日本側による一括予算措置	a. プロジェクト開始時に一括して充分な予算措置(機材供与等)をとらねたい。			一括して購送(機材を)ではなく、供与量の概略を提示することについては最近R/Dに添付する書類の中で限定的に行

	<p>2. 地元負担</p> <p>3. 地元企業等の利用</p> <p>4. 現地業務費の増額</p> <p>調査団（計画打合せ、巡回指導、エバリエーション…）に関する</p>	<p>a. LLDC では R/D 上記職される相手国負担を軽減すべきではないか</p> <p>a. プロジェクト実施中に行われる各種調査に相手国内の調査・研究機関が利用できるか</p> <p>b. 電探・ボーリング等の機材搬入を短期専門家制度で行うか</p> <p>c. 池の造成を行いたい</p> <p>a. エバリエーション調査の団員人選と事前準備の充実</p>	<p>相手国側の財政能力に関する調査がじゅうぶんでないのではなないかとの意見もある。</p> <p>cf. 第6回会議</p>	<p>いつつある。</p> <p>現実的な日本側負担増はモデルインフラ整備費等の優先割当て、現地業務費（貧困対策費）等で対応している。</p> <p>軽微な経費であれば現地業務費が財源となるが、これらいわば現地のコンサルタント等の利用や（短期専門家派遣の携行機材としては対応し得ない）機材の短期借上げといった多額の支出は制度上いかんともしがたいのが現状である。相手国による措置をまず検討すべきであろう。</p> <p>年々心がけている。</p> <p>巡回指導チームをプリ(pre-)エバリエーションチームとして派遣する等により、基本的情報や方法論について相互</p>
--	---	--	---	--

カテゴリー	項目	事項	備考	コメント等
JICAの役割	<p>ること</p> <p>会議に関すること</p> <p>JICAの役割等</p> <p>1. 東京（本部）において</p> <p>2. 海外事務所において</p>	<p>a. リーダー会議の東京開催</p> <p>a. 情報センターとしての役割（試験・研究上の問題についての照会の処理、派遣中専門家に作求し熱帯作物に関する調査報告をとりまとめること、国内・外の最新技術情報の専門家への伝達……）</p> <p>b. 新制度（モデルインフラ整備等）の実施要項作成をタイムリーに行うべきである。</p> <p>c. 担当者の配置がえについて</p> <p>a. 協力相手国におけるコントロールタワーの役割</p>		<p>に議論する等、調査の質的向上には努力している。</p> <p>支援委員会の設置により、またカウンタート受入れを通じての国内研究機関や研究コースとのコンタクトにより、情報源との接点の大きくなりつつあるので、できることから実現する努力を続けたい。</p> <p>JICA内図書資料室の充実もその一環（拠点づくり）である。</p> <p>努力中である。</p> <p>相手国との事務所設置についての合意、在外公館の業務との調整のうえで、機能充実を図る努力を続けている。</p>

	<p>b. 海外事務所から遠い地域における「海外事務所の出先」の設置</p> <p>c. 海外事務所に簡易宿泊施設（有料も可）をおくことについて</p>	<p>of 第6回のサンパウロ、ウジューパンダン</p>	<p>53年度予算としてウジューパンダンについて「連絡員事務所」要求を行った。重要性は認識しており来年度も要求していく予定である。</p> <p>専門家の福祉という観点で、JICAが住宅を（首都に）借上げる（海外事務所が管理することになる）構想があり、実現すれば地方の専門家の利用にも供されることになろう。</p>
--	--	------------------------------	---

あ
ま
り
な
し
の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

の
こ
と

む す び

む す び

1. 第5回（マニラ）会議の時点ではオブザーバー参加であったパンタパンガン森林造成プロジェクトを含め参加プロジェクトの枠が大きく拡張されたことでもあり、従来以上に多様な問題提起が行われるものと考えられていたところ、実際にアドバイザー、リーダーからの要望ペーパーをとりまとめてみると、とくに待遇に関するものの占める割合が小さくなり、カウンターパートの訓練、プロジェクト運営にかかる諸問題に関するものが増えている点が注目された。
2. プロジェクト・リーダー会議という形で実施中の技術協力プロジェクトのアドバイザー、リーダーが定期的に一堂に会して情報・意見交換をし、プロジェクト協力の改善を図るという仕組みは、農業協力の分野でまず実現し、かなり遅れて海外センター、医療協力の各事業においても実施されるようになってきている。榎首席のペーパーにもあるとおり、農林業プロジェクトリーダー会議はプロジェクト方式技術協力の進路を他のセクターにさきだって検討する機関会議としての機能をもつようになってきており、協定かR/Dか、学位取得と技術協力、機材の現地調達といったテーマでの今回のきわめて具体的な議論の展開はこの会議の意義をじゆうぶんに再確認させるものであったといえよう。
3. プロジェクト方式技術協力における進捗のモニタリングについては、業務状況報告によるもののほか、これまで、いわゆる巡回指導という名称での「調査」が大きな役割を果たしてきたわけであるが、他方プロジェクト・リーダー会議のプログラムの一つであるプロジェクト毎の「個別会議」も、具体的な問題解決の重要な場としてとらえられてきている。今回は1で述べたように多岐にわたるプロジェクトのアドバイザー、リーダーの会議であったところから、プロジェクトの年次報告にかなりの時間を割いたものの、その中から論議がおこるといったケースはほとんどなく、いわゆる共通する重要事項についての伝達のほかは、2で述べた議論も全体会議での最終部分で時間的制約が大きかったため、さまざまな課題が結果としては個別協議にもちこまれることとなった。それさえも割りふれる時間は1プロジェクトあたりにして20分（～40分）でしかなかった。
4. 待遇や手続に関する事項の伝達ならば、「リーダーより事務所長かコーディネータ（調整員）の会議の方がよいのではないか」との声があった。専門家のもつ技術的な悩みに応えられるような人を、たとえば講師の形でこうした会議に送り、セミナーとしてはどうかという意見もあった。プロジェクトの数もわずかずつながら増え続けて行くであろうし、リーダー会議の性格、たとえば事務所長会議とのデマケーションも含めて再点検し、脱皮を図る時期に来ているのかも知れない。こうした再点検の意味も含めれば次回は東京で開催しようという意見はかなり説得的であると思われる。

JICA